

【委員会記録】

中山委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10 時 34 分)

直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【提出案件】

- 徳島県継続費精算報告書について(資料①)

【報告事項】

- 徳島県立南部防災館に係る指定管理者の応募状況について(資料②)
- 災害医療支援病院について(資料③)
- 一般国道 438 号木屋平川上ヘリポートの完成について(資料④)

海野県土整備部長

県土整備部関係の追加提案につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の委員会説明資料の1ページでございますが、継続費精算報告書でございます。

継続費を設定いたしております宮島江湖川橋上部工架設事業につきまして、平成 24 年2月定例会におきまして、お認めいただきました変更額のとおり、精算したことを報告するものでございます。

続きまして、1点御報告させていただきます。資料その3でございますが、一般国道 438 号木屋平川上ヘリポートの完成についてであります。

落石や地すべりによる道路寸断が懸念される地域の孤立化対策として、本年度より取り組んでいるあんしん孤立化対策事業により、災害発生時に復旧までの間、幹線道路の機能を代替することを目的とし、道路管理者が整備を行うヘリポートとして、県内で初めて一般国道 438 号木屋平川上ヘリポートが完成の運びとなりましたので、来る 10 月 13 日に、完成式をとり行います。これにより、この地域の安全・安心に大きく寄与するものと期待しております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

納田危機管理部長

この際、1点御報告いたします。

徳島県立南部防災館に係る指定管理者の応募状況についてでございます。委員会資料その1をごらんください。危機管理部におきましては、徳島県立南部防災館につきまして、7月 30 日付で県のホームページに募集概要を公表するとともに、希望者に対しまして、募集要項等の配付を行いました。

また、8月22日に、現地説明会を開催し、指定管理者の公募に必要な手続を、順次行ったところであり、去る9月26日の申請書類の受け付け終了までに1団体から申請がございました。

今後、指定管理候補者選定委員会における審査を経て、11月議会に、指定管理者の指定議案として御審議いただけるよう、手続を進めてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

小谷保健福祉部長

この際、私のほうから1点御報告させていただきます。

防災対策特別委員会その2の資料をお願いいたします。徳島県災害医療支援病院についてでございます。

昨年、東日本大震災への医療救護支援などから得られた教訓として、本県の災害医療体制のさらなる充実強化を図るため、災害時における医療救護活動の中心的な役割を担う災害拠点病院の追加指定や、災害派遣医療チームDMATのさらなる養成などに取り組んでまいりました。

三連動地震を初めとする大規模災害発生時には、多くの医療機関が被災し、軽症から重症患者までが、災害拠点病院に集中することが懸念されます。こうした状況への備えを強化するため、今年度、本県独自の取り組みとして、災害拠点病院を支援・補完する医療機関を新たに災害医療支援病院として、指定を行うことといたしております。

報告は以上であります。よろしくお願いいたします。

中山委員長

以上で説明及び報告は終わりました。質疑をどうぞ。

重清委員

きょうはもう今定例会最後の委員会ということで、どうも早く終わるような感じなんで、簡単明瞭に質問してまいります。

先日質問いたしました件、津波の件ですけど、あの日に質問したときは、あす国から情報が提供されるということだって、それからどういう状況になっているか、現状報告をお願いします。

楠本南海地震防災課長

現在の津波浸水予測図の作成状況でございます。データを入手しまして、現在鋭意作業を進めているところでございます。

重清委員

予定としては、来月から1カ月ぐらいの10月下旬。今までの答弁でずっと、前々の委員会、また先日の本会議の答弁でも、県は1カ月で仕上げてしまうと。この状況で計画どおりでよろしいでしょうか。

楠本南海地震防災課長

今全力で取りかかっております。一日も早く浸水予測図をお示して、市町村、住民の方の避難対策に使えるように、現在も全力を挙げて早く公表できるように努めているところでございます。

重清委員

市町村、県民にとっても、やっぱりそれが出てこないことには、今防災計画の見直しさえできない状態であります。逃げるにしても、今までの一時避難所、二次避難所には、浸水地域もたくさんありますので、とにかくそれが出ないことには何もできない。一番大事なものはこれだ。それで、今回出てくる正確な津波高、また津波の到達時間、浸水域、それはきっちりと細かく出していただきたい。それによって、市町村は、一軒一軒、あるところは何分で来ますよ、何メートルで来ますよとできます。それがないと話になりません。

それから、一時避難所、二次避難所いろいろありますけれども、一時避難所全てと言っていいぐらい、浸水地域が出てくると思いますので、避難タワーやいろいろ整備してやっておったのですけれども、全て見直しもしてやらなければならない。なかなか市町村だけでやれというのも厳しい状況になってきているみたいですが、国のほうもいろいろ考えているようですが、まだ目に見えては出てこないのですが。県としても、市町村だけでやらせるのか。そうやって、避難地域、困難地域ありますけれども、今後どういう対応をしようとしているのかお伺いします。

楠本南海地震防災課長

まず、国が公表されました図では、市町村が避難計画などにすぐに活用するのは難しいということで、県が浸水予測図を作成させていただきました。それに伴いまして、市町村で、具体的なハザードマップ、避難計画を策定する。それに関しましては、そういった作成の費用と支援でありますとか、県の9月補正で今現在お願いしております。それと、特に非常に厳しい県南地域に関しましては、国におきまして、消防庁のほうで、津波避難対策のマニュアルを策定するというので、津波避難対策推進マニュアル検討会を設置しております。その中の委員としても、徳島県からは海陽町の副町長も参加しております。現在、海陽町におきましてワークショップを開催いたしまして、具体的な避難のマニュアルとか、そういったものを年度内に、津波避難計画を策定されますので。これには、当然県も参加しておりまして、南部県民局も参加しております。

そういったことで、県としての策定支援、それから南部県民局におきまして、モデル地域を設定しまして、避難の検討というのをしております。引き続きソフトの面からも、財政支援面からも、市町村のほうに支援を続けてまいりたいと考えております。

重清委員

いろいろ支援をやっていただいているようですが、一番大事なものは避難するかしないか、できるかできないかです。避難する、人命を守る、土地、財産を守るいろいろだけれども、やっぱり今は人命最優先で、土地まで家までというのはちょっと難しい状況になってきております。今いろいろ言われたように、命を守るモデルをやるというのですが、一番難しいところをやってください。徳島県は死者ゼロと言っているのですから、一番難しいところをのけて、先にやるようでは。一番難しく、一番避難の困難なとこに知恵とかいろんなものを出し

ていただきたい。ここができれば、あとはできます。それより被害が少ないところですから。ここは、どう考えても、今までの防災の考え方では厳しいなというところがありますので。ここでどうやって命を助けられるのか、これを考えてほしいのです。

避難タワーとか、ノアの箱舟、シェルター、いろいろ考えれるけれども、それでも難しい地域がありますので、ここをどないするか。それは、市町村や県民だけで考えても難しい状況にもなっておりますので。それをどうするか、今から考えとっていただきたい。ここをクリアしない限り、死者ゼロは難しいと思いますので。ここらの考え方をまず一番に。今、とにかく逃げませんか。逃げたら助かるのです。津波より高いところに逃げたら助かる。

県南の地域の人みんな、今まで 20 メートル出されたって、立ち向かっていってるんです。それに対して、全てやり直しです。前回の 3.11 のときに、みんな、夕方になって避難しにきました。全部あそこはつかるところです。その逃げたとき、あの日向こうも寒かったのですが、徳島県も寒かったです。山に逃げた者もみんな 1 時間、2 時間でおりてきました。そういう問題、いろいろせなあかん。これは全部、今から考えておいてください。

とにかく一番は、津波の情報、きちんとしたデータを出してください。後からいろいろ、二次避難や、ヘリポートだって今言われたのと一緒にです。つかるところのヘリポートをどうするんだ。いろいろ今議会に提出されているのを見ていたら、一番津波にやられるところのヘリポートは全然進んでいない状況だと思います。そこらはどうするのか。防災公園とか、いろいろな問題が後々いっぱいありますけれども。とにかく今一番は、今しているものを 10 月に確実に出して。それから市町村も考えるけれども、ここはやっぱり県の知恵、国の知恵も出してほしい。それだけは強く要望しておきます。

もう一つ、被害者想定。ある程度の対策ができない限り、こんなの先に出すべきではないです。前回の国が出しているのも一緒にです。3 万 3,300 人が亡くなります。2 万 5,000 人が津波で亡くなります。それに対する対策が、今何もできていないような状況で、こんな数字だけ出されたら不安になるだけです。それを出すときは、ある程度の対策がもうできた状況で出していただきたいと思います。県の考えはどうですか。

楠本南海地震防災課長

国の公表しました被害想定、死者数など、非常にショッキングなものでございました。あれのメッセージというのは、とにかく最大クラスが来ると、大きな被害が出ると。そこで避難対策をきっちりするとか、そういう点で大きく軽減できるという受け取りをしておりますし、まず避難を勧めることで被害を軽減する。あと、それぞれの対策でございますが、国に対して対策要綱とか大綱というのを、県のほうからも早く示せと要望しております。数字だけでなく、具体的な対策というのがないと不安感だけになりますので。そういった点も、国に対しては提言します。

それから、県がそういった想定する場合には、県民の方にきっちりという数字であるか、どういった対策をしていくかというのを、市町村とも御相談をしながら進めていきたいと考えております。

重清委員

これは前回、県が被害想定出したでしょ。あのとき、何ぼ軽減できたか。あのとき、突喰だったら、死者数が400人だったですか。あの全体が少なかったときにこんなですよ。今回は、2万5,000人出されたというなら、どこだと。具体的に出てくると思いますけれども。これだけ出されて、みんな逃げるところもないというのは、話になりません。避難場所をつくとなると時間がかかるのです。これをこういう方向で行きますという、明確なメッセージを出していただきたい。それと同時に、やっぱり出せる被害想定を出していただきたい。もう想定だけ先に出されるのでは、県民は不安でたまりません。これだけは強く要望しておきます。国みたいな出し方は、ちょっとやめてほしいです。あんなのでは。何もできてないときに出して、これからいろいろやっていくというのわかるのですが、やっぱり県が今やって、出すと。今度は県自身が被害想定を出しますからね。それに対する対策をきっちりと取っていただきたい。それだけ強く要望して。

とにかく津波、それを一番にやっていただきたい。これをしなければ、防災計画、何を言っても無理です。助かりません。これが一番ですから。これだけは絶対におくれないように。正確な数字を早く出して、市町村もこれから早く県民にハザードマップや何やを出せるような、そういうシステムづくりを。あと、この間質問で言ったように、いろんな、ホームページでもどこでも見えるような、システムを早く構築していただきたいことを強く要望して、終わります。

喜多委員

何点か質問します。1週間前の9月29日午後2時半ぐらい、姫路市の日本触媒姫路製造所でアクリル酸を貯蔵した製造タンクが爆発し、姫路市の網干消防署の職員が1人殉職しました。亡くなりました。そして、工場従業員の1人が重体、警察官を含む34人が重軽傷。原因はまだこれから調査中ということであります。原因は別として、事業所が異常を確認して40分後に通報をしたという、非常に遅い通報ということで被害が大きく広がったのではないかと考えております。そして、もう一つは、連絡の仕方もあったのだらうと思います。消防隊員が、いわゆる耐熱服ではなく、普通の防火服でいたということも被害を大きくしたんであらうと思います。

この10年間で工場爆発火災で死亡された人が、いろいろありますけれども、隊員さんが10件ぐらい、何十人です。そして、活動中の消防隊員だけに限定しますと、13年間で8件ということで、最近、科学的にいろいろわからない物質もありますし、仕事で消防隊員さんが現場に行ったら亡くなるということはあるかも知れませんけれども。今回についても亡くなった方に対して、本当に御冥福をお祈りするとともに、重軽傷の方々のお見舞いを申し上げたいと思います。森田団長さんのお話を聞くと、この50年近く徳島県の消防防災に関わってきました森田さんも、自分の部下というか、隊員が亡くなったことが多々あるということで、本当に残念な思いがしたのではないかとつくづく思います。一緒におった人が亡くなるということは、本当に、本当に残念な思いでないかなと思います。

そこで、この危険な、特にこの姫路の場合はコンビナートで工場が集積した場所でありますけれども、徳島においても市内だけで見てみますと、6事業所で17施設が、危険物の製造にかかわっているということでもあります。それはさておいて、姫路の事故を受けて、県において県内の事業所に対してどのようなことをされたかお尋ねをします。

松本消防保安課長

9月29日の兵庫県姫路市におけるアクリル酸製造施設の事故についての御質問でございます。

委員の御質問の中にごございましたように、9月29日に姫路市のアクリル酸製造施設のタンクの爆発事故によりまして、とうとい命、消防職員1名が亡くなり、多数の重軽傷者を出した事故が発生しておりますが、この今回事故の発生したアクリル酸製造施設のほか、石油類等の危険物の施設につきましては、その設置の許認可、完成検査、立入検査等は消防本部でございまして、各管轄の消防本部において、該当する所管される危険物施設に対し、定期的に消防法による立入検査や指導を行い、安全の確保を図っているところでございます。

また、総務省消防庁でも、今回の事故の原因調査のために、事故直後、職員9名を現地に派遣いたしまして、姫路市の消防局と合同で原因究明に当たるとともに、去る10月1日付で化学プラントにおける事故防止等の徹底についての通知が、消防庁から発出されたところでございます。この通知の中では、事業者に対しまして適切な運転管理や、異常時における消防への通報、訓練実施などの項目が記載されており、事業所に対して求められております。

県といたしましては、この総務省消防庁からの通知を受けまして、早速、各消防本部、及び対象となる事業所へ、事故防止のさらなる徹底をするよう通知を行ったところでございます。今後、事故原因が究明され、消防庁から再発防止対策が示された際には、各消防本部、及び対象事業所に周知徹底を図りまして、同様の事故が発生することのないよう県としても対応してまいりたいと考えております。

喜多委員

いつその調査が出るかわかりませんが、多分1年も2年もかからないうちだと思いますので、出たときに、再度立入検査とかも含めて、再発防止、徳島県では起こらないということで徹底してやってほしいなと思います。

交通事故も事故って一緒ですけども、この亡くなった隊員さん、朝元気で出て行って、元気でまた戻ってくると思っていたら電話がかかってくるということで、本当に命より大切なものはないとつくづく思いますし、仕事に行行って死ぬということがあるかもわかりませんが、絶対に防いでほしいという思いで。どうしたらよいかと言ったら、法律を守って原因となるようなことを除外するということに尽きるのではなからうかと思えます。原因が究明された折には、現地の件も含めて消防本部、12あるということでございますけれども、一斉に、一緒になって、力を合わせてその原因除去、そして定期検査とかも含めて徹底した安全管理に努めてほしいということを要望しておきたいと思えます。

そして、できれば急ぎませんが、県内の危険物製造事業所がどのぐらいあるか、もし簡単に調べられるのだったら、急ぎませんので調べていただいいたらありがたいと思っております。

そして、もう一つ、消防に関しては、5月13日福山市のホテル火災ということで、これも7人、これは消防ではないのですが、泊まっていた人が亡くなったということで。この人たちもまさか火災で自分が死ぬということは思っていなかった中で亡くなってしまったという、これも本当に残念な思いだろうと思えます。結局、煙に巻かれたということですけども。5月ですからもう半年が来ようとしておりますけれども、その火災を受けて、徳島県においてどのような対策をしたか、また調査をしたかお尋ねいたします。

松本消防保安課長

本年5月の福山市のホテル火災についての御質問でございます。

本年5月13日に発生した広島県福山市のホテル火災を受けまして、県といたしましては、各消防本部に対しまして、消防法令違反等の是正の徹底や夜間における応急体制の確保、火災予防対策の推進等につきまして、ホテル旅館等に関する防火対策の徹底を図るように部長名で通知をするとともに、立入検査の実施について、各消防本部に依頼をいたしております。

それと、消防庁ではホテル旅館等の火災被害拡大防止対策について検討を行うために、ことしの6月18日にホテル対策検討部会を発足いたしまして、検討を重ね、今年度中にホテル火災被害拡大防止策についての方針を決定すると聞いております。また、12月2日のこのホテル対策の検討部会、本年10月2日の第3回会議での中間報告といたしまして、消防庁が実施をしたホテル旅館等への研究調査の結果が発表されて、本県においても消防訓練の未実施違反等が出ております。この調査結果で判明した消防法令違反事項の速やかな改善のために、該当施設に対しましては、該当する消防本部が検査通知書を交付いたしまして、改善計画の提出を求めるなどの行政指導が行われていると聞いております。県といたしましては、ホテル対策検討部会からの報告に基づき、国の消防庁から出されるであろうホテル火災拡大被害防止のための方針をもとに、引き続き各消防本部と連携を図りながら、防火安全対策の徹底を図ってまいりたいと考えております。

松田建築指導室長

5月13日に発生いたしました福山市のホテル火災を受けまして、国土交通省におきましても3階建て以上で昭和46年以前に建築されたホテル等について、防災査察を実施するように指示がございました。私ども徳島県、それから徳島市におきましては、消防から提供された情報も含めまして緊急性の高い施設について査察を行っております。重要な案件といたしまして、県規則で定める定期報告がなされていない施設、それから防火避難規定に関しては是正措置がとられていない施設を抽出いたしまして、5月18日から6月末日までの間、査察を実施いたしました。

その結果でございますけれども、査察件数が、徳島県分としましては126件、そのうち既存計画を含め問題のあった件数が109件となっております、その中で問題となる事項が多かったものとしては、例えば、非常用照明の電球が切れていること、もしくは設置されていないこと、排煙設備の不備といったような内容を指摘してございます。これらの不備のあるホテルにつきましては、旅館、ホテルの管理者に対しまして、是正計画の提出を求め、それに沿った改善がなされるように現在指導しているところでございます。以上でございます。

喜多委員

全国的な調査でも、悪質というか、スプリンクラーが設置されていないというような指摘は非常に少ないということで、説明いただきました非常用照明とか、訓練とかの指摘があったということで。これからも絶え間なく定

期的にずっと検査、査察をされて、ぜひとも、火災によって人が亡くなるということが絶対にないような対策をこれからもずっと続けてほしいなと思っております。

それと、最近の火災の一番の原因は何かと思えますと、放火ということで、これは防ぎようがないというか、大変な時代というか。昔はコンロとか何とかいろいろありましたけれども、今は放火が一番多いということで。極力これを防ぐにはどうすればよいのかわかりませんが、一人一人の注意であろうかと思えます。起こったときに従業員ないしは困っている人が逃げられるような対策というか、これも津波と同じく、第一だろうと思っております。そんな意味も含めて、消防と建築が力を合わせて、火災による死亡がないように今後も頑張ってもらいたいと思えます。

それと、毎年連続してやっておりますけれども、全国的な防災の訓練として、防災の日に 40 都道府県で計 38 万 7,000 人の防災訓練がありました。もちろん徳島県でも、護衛艦いせを中心にして、大々的な防災訓練が行われました。その成果と課題と今後の方針がありましたらお尋ねをいたします。

木下医療政策課長

喜多委員から、内閣府等主催で行われました広域医療搬送訓練についての御質問をいただいております。

これにつきましては、徳島県あるいは高知県が被災した場合を想定しまして、負傷者を広域で搬送する訓練を行うということで、実施を予定したところなんですけれども。かなりの自衛隊機、あるいはドクターヘリが飛来することを予定しておりましたが、悪天候の関係で余りそれはできなかったということがございます。

ただ、護衛艦いせを活用し、いせに SCU と言いまして、広域に搬送するための臨時の医療施設を展開して、搬送するための訓練を行ったということでございます。昨年度の近畿の訓練においても、このときは海上保安庁が船を利用して行ったわけなんですけれども、かなりの広さもございまして、船を使うことにつきまして、搬送するための施設としてかなり有効だということは感じておりましたので、今後におきましても 船を活用した災害の体制の検証とか検討について取り組んでまいりたいと考えております。

出口南海地震防災課企画幹

9月1日に行われました徳島県総合防災訓練の成果について御報告いたします。

総合防災訓練は、県の東部、西部、南部に区分して行われておりますが、今年度は西部圏域を対象としたしまして、孤立地域に対する情報の収集、通信の確保、救助活動、物資の供給訓練等を実施いたしました。今年度の訓練におきましては、大規模災害時に多くの孤立地域の発生が予想される西部圏域の特性を踏まえまして、4市町にあわせて 17 カ所の分会場を設け、8機のヘリを運用して負傷者の発生を上空のヘリに伝える訓練や、負傷者をヘリで救急搬送する訓練を行うとともに、美馬市木屋平地区が広範囲に孤立したとの想定のもと、JAXAとの協同により通信衛星のハブ局をヘリコプターで孤立地域に搬送して通信を確保する訓練等を行ったところであります。

こうした訓練によりまして、孤立地域発生時におけるヘリコプターの有用性、あるいは関係する防災機関等がそれぞれ役割を発揮して、緊密に連携協力する手順等について確認し、その実効性を高めることができ

たものと考えております。今後とも、より実践的な訓練に努めまして、本県防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

喜多委員

毎年でありますけれども、これも同じく命を守るために、万一に備えて続けてほしいなと思います。

ことは初めて、国においてはブラインド方式で仮定を設けずに、訓練が始まったときにその場で、例えばことしの場合は、施設の倒壊で数百人が下敷きとか、地下鉄が脱線などの被害が初めて明かされて、それによって訓練がなされたと聞いております。予想ができないような災害の中で、そういうことも大事だと思いますので、参考にして続けてほしいなと思います。去年は、広域近畿府県合同防災訓練だとか、県の総合防災訓練だとか、4県共同の津波避難訓練だとかいろいろされました。今年度もぜひ1回だけでなく、繰り返し繰り返し続けてほしいと思っております。

もう1点、25年度の事業でございました防災危機管理センターというのが、大規模災害等が発生した場合に、防災関連機関と連携した円滑な災害対応が行えるようスペースや機材の確保等について検討を進め、県防災対策本部機能の充実強化を図るということがうたわれておりますけれども、具体的にどんなスケジュールで進められているか、いつ完成かお尋ねします。

楠本南海地震防災課長

徳島県防災危機管理センターでございますが、当初の予定より早めまして、23年度2月補正で先議いただきまして、今年度当初予算で現在整備を進めております。

東日本大震災ですとか、和歌山県の水害等で多くの被害が出た場合は、関係機関も多数駆けつけて、県庁でそういった横の連携や対策を講じます。まず、スペース的な問題でありますとか、一定の機能の強化を図るということで現在整備を進めているところでございます。

具体的には、現在県庁の4階の危機管理部と、災害対策本部を含む機能の見直しを行い、3階に災害対策本部会議のスペースを移設しまして、また4階及び11階に自衛隊ですとか、多数の消防関係機関の活動室を設ける。そういった整備を行いますとともに、会議室の改修を行い、災害情報のモニターとか、テレビ会議システムなどの通信設備を整備する予定でございます。

予定でございますが、3階及び4階につきましてはまず年内に整備できれば。それで、毎年実施しております図上訓練、1月17日にしておりますが、そういった際に検証できると考えております。既存のふだんの会議室等を使用しまして有効活用することにしておりますので、工事と会議との進展も見ながらでございますが、目標としては、全体的には、11階でありますとか、そういったところに関しましては、最終的には年度内に完成したいと考えております。

喜多委員

防災危機管理センターは、3階、4階、11階を使って、今年度中には完成ということでございます。いわゆる津波も含めて、ことしかもわからないし、何百年後かもわかりませんが、津波以外でも異常な災害がいつ起こるかわかりませんので、早急な整備を続けられて完成を急いでほしいと思います。

もう1点は、この間の東日本大震災のときでも、津波によって仙台空港が水浸しになって建物だけが上に出ていたという中で、空の玄関口、いわゆる救援を待つ身としたら、港も陸もさることながら空路に負うところが非常に多いと思います。ほかの施設が大事ではないという意味ではございませんが、災害のときは特に、空港は重要施設ではないかと思います。建物がきちんとしていても、それまでの通路というか、道路というのも含めてですけれども、何をおいても空港ビルが不能になれば元も子もないということで、これからも対策の重要な1つではないかなということを思っております。

今度のやつはまだわかりませんが、今の予測によると、いわゆる40分後ぐらいに7メートルぐらいの津波が来るということになっておりますけれども、それが空港にどのような関係になっておるか、空港周辺はどのぐらいになる予定か、そして空港の施設がどれだけの被害を受けて使えないようになるか、使えるかということについて、わかっている範囲でお答え願えたらと思います。

志摩港湾空港課長

ただいま喜多委員から、空港周辺で最大津波高6から7メートルぐらいということで、徳島空港ビル、ターミナルビルは津波に対して大丈夫なのかという御質問でございます。

徳島阿波おどり空港の滑走路の浸水高、浸水予測高につきましては、平成24年8月29日発表の津波浸水予測図によりますと、津波が滑走路の両サイドの護岸などから浸入しまして、内陸側におけます滑走路の一部の区域が、最大で2メートルから5メートル浸水すると予測されております。それに対しまして、空ビルの状況でございますが、徳島空港ターミナルビルの地盤高は5.7メートルでございますので、津波の浸水からは免れ安全であると予想されているところでございます。

また、空ビルの対応でございますが、徳島空港ターミナルビルに確認いたしましたところ、電力会社からの電源供給が遮断された場合におきましても、空港ビルの業務への支障を極力抑えるため、自家発電設備を整備しているとのことでございます。なお、津波浸水などの被害に対しまして、より一層の安全性を確保するために、当該設備の吸気口のかさ上げ及び設備建屋の防水扉の補強を計画しているところでございまして、今年度中に実施する予定であるとお聞きしております。

喜多委員

ありがとうございました。ちなみに、今ありました自家発電は、心配ないのでしょうか。

志摩港湾空港課長

自家発電設備についても整備済みでございますが、設備建屋の1階に設置していることから、想定外の浸水、50センチ程度でも機能するように、今年度設備建屋の吸気口的位置を高くするよう検討すると聞いております。また、将来的な対策といたしまして、自家発電設備の設置位置を高くすることもあわせて検討するとお聞きしております。

喜多委員

さらなる設備の改良で、今年度中完成の予定ということで、よかったなと思っております。港も大事、いろいろな、もちろん学校施設も大事ですけども、空港もその中の1つだろうと思っております。今後とも整備を続いて予定どおり続けてほしいなと思います。

それと、全国の瞬時警報システムJアラートの訓練が、全国的に1,725市町村で、9月12日に行われましたけれども、少々トラブルがあったということで、この10月から12月に再訓練を行うということですけども、その状況等につきましてお尋ねをいたします。

楠本南海地震防災課長

報道等にも出ておりましたJアラートの訓練でございますが、9月12日午前10時ごろと10時30分の2回、国からの緊急情報を同報系の防災行政無線などを用いて伝達する訓練を行いました。参加した1,725市町村のうち、1,443市町村においては正常ということで、一方、282市町村において放送設備は起動せず、住民への放送が行われないというようなふぐあいが生じました。

本県におきましては、3市町、徳島市、上勝町、上板町でふぐあいが生じたところでございます。消防庁からのJアラートの緊急速報は達しておりますが、放送設備のほうが起動しないというようなトラブルが発生しております。次回、消防庁におきまして再訓練を実施する予定でございます。10月31日、11月21日、12月12日ということで、消防庁から日程調整の予定が来ております。具体的にどの日にするかというのははまだ決定はしておりませんが、再度確認の訓練が実施される予定でございます。

喜多委員

話が前後しますけれども、県内においてJアラートはどのぐらい設置、主にどんなようなところでどのぐらい設置されていますか。

楠本南海地震防災課長

Jアラートにつきましては、消防庁が設置をしております、全国に瞬時に伝えるということで、基本的には自治体、県、市町村でございます。県におきまして、県のネットワークが入っているところでございますが、具体的には県立高校、そういったところに、県に入りましたJアラートからの情報を再送するような形で、昨年度独自に整備しましたので、県庁含めまして、県内では76カ所でございます。市町村と合わせまして、県内でJアラートが受信できるのは今のところ把握しているのは100カ所でございます。

喜多委員

Jアラートを設置するのはもちろん大事ですけども、それ以上に大事なのがその運用で、不都合のないように、この100カ所の管理、点検をぜひともこれから徹底してやっていただいて。なかったら、それを待っていないのですが、あるがためにというか、あるからこそそれを信頼している面があると思います。ぜひとも、万一のときに鳴らないことがないように、整備点検を強力に進めてほしいと要望しておきたいと思います。

もう一つ、津波避難タワーは、南のほうの5市町村で9カ所、現在設置されています。言われますのが、ほとんどが海岸ぶちにあるというか、海に近いところにあるということで、海に向かって避難タワーに逃げるた

めに、海に向かって逃げていくということは、なかなか心理的にも難しいものがある。もう一つは、最近の8月29日の発表でもありますように、今まで以上に速い時間で、高い高さで津波が来るという中で、今の避難タワー、これもあるばかりにそれに逃げて、それ以上の津波が来たときにもうどないもしゃあない。これ以上逃げるところがないという中で、途中でおりて山に逃げるわけにいかない。津波は来年かもわからないし、百年後かもわかりませんが、今度の8月29日の津波高さの発表によって、県が詳細を決めて発表するまでの間もあらうと思いますけれども、どんなにするのかなという思いがあります。住民に、やっぱり避難タワーに逃げなさいよと言うのか、それともそれをほうっておいて山に逃げなさいよと言うか、命にかかわることだと思いますので、その対応をお願いします。

楠本南海地震防災課長

御質問がありました津波避難タワーでございます。この整備につきましては、前の二連動というか、県の平成15年度の想定の高さに合わせたもので整備をしておりました。やはり非常に津波の到達時間が速くて、逃げるところがないということで、これはもう非常に希望のある有効な対策として整備を進めてきました。現在の国の公表した分では粗くて、実際にそのポイントで、浸水と比べるのがどのぐらいの高さか。ただ県で津波の暫定浸水を出したときと比べましても、余裕のあるところもございますが、高さが足りないというような場所もございます。

ただし、委員御質問のように、非常に難しい面がございます。必ずしも最大の20メートルクラスの津波が来るとは限らないが、避難するには少しでも高いところに逃げるほうが生存確率が高くなるということで、まずは市町村で。東日本大震災の現場を見まして、やはり怖い、場所によりましてはタワーのほうに逃げるのが怖い、ということで、見直しを現在も進め、山のほうに整備するとか、逃げる方向というのも含め避難の整備を進めております。

ただし、どうしても時間がない場合、港近くで逃げる時間がないとき等は、高いタワーがあり、そこへ避難するほうが生存の確率が高くなるということがございます。再度、県で最終的な浸水予測、到達時間を出しまして、その見直しをまた徹底していきたいと考えております。

喜多委員

避難タワーはぜひとも必要だと思いますので、今後とも検討していただきたいなと思っております。

もう一つ最後に、時間がないようでございますので。東日本はもちろん津波によって亡くなった人がほとんど多いんですけれども、最近、非構造部材による耐震対策が非常に大事だと言われております。しかし、ごっついおくれしているようでありますし、徳島でも非構造部材の耐震化というのがすごいおくれで。全国的な小中学校の非構造部材の耐震対策は32%ですけれども、徳島は13.8%ということで、非常に低い。今後の対応についてお尋ねいたします。

藤林施設整備課長

ただいま委員から御質問のございました公立学校におけます非構造部材の耐震化率、及びその対策についての御質問でございます。

文部科学省からこのたび公表されました、非構造部材の調査結果についてでございますが、東日本大震災で多くの学校において、天井材、照明器具など、建物の構造体以外の部分である非構造部材の落下が目立ったことから、天井材、照明機器、窓ガラス、外装材、内装材、設備機器、家具等、7項目についての点検の実施率、及び耐震対策の実施率等について文部科学省が調査を行い、去る9月4日に公表されたものでございます。

現在の本県においての公立の幼小中高等耐震化対策の実施率でございますが、幼稚園が10.2%、全国平均は27.3%でございます。小中学校が13.8%、全国平均が32%でございます。それから高等学校が19.4%、全国平均が39.4%となっております。この状態を受けまして、県としましては、構造体の耐震化率は、本年度初めて本県小中学校の耐震化率が全国平均を上回って85.8%を達成しており、こういった本体の耐震化も平成27年度末の完了を目指しておりますので、非構造部材の耐震化対策についても、非常に重要な対策と考えております。

まず、県立学校につきましては、点検をしないといけないということでございますので、専門家による非構造部材の定期点検を昨年度から実施しておりまして、今回これに加えて、資格を有する県の職員によります点検等も実施しまして、今年度内に点検を完了させる予定としております。

また、耐震化対策としましては、落下した場合人的被害が大きくなりやすく、加えて避難所として重要な役割を果たしております体育館をまずは中心に、落下防止ネットを張る、それから窓ガラスの飛散防止フィルムを張る等、対策を着実に進めておるところでございます。今年度末には19校で対策済み、または着手済みとなる予定でございまして、平成30年度までに対策を完了する予定としております。

次に、市町村立学校につきましては、耐震点検に対する具体的な手法等についての通知文書等を各市町村に発出しておりまして、11月には県内の各市町村教育委員会を対象とした点検の説明会、及び対策の説明会を開催しまして、本年度内の点検完了を強くお願いしたいと考えております。

次に、市町村に対する耐震対策の支援といたしましては、技術的な支援を県土整備部のほうで設置しております市町村公共施設耐震化促進支援センターで行い、積極的な取り組みを推進していきたいと考えております。今後、建物本体の耐震化とともに、非構造部材の耐震化も積極的に進めてまいりたいと考えております。以上です。

達田委員

先ほどから避難所の安全という面で御質問も出ておりますので、まず避難所のことでお伺いをしたいと思います。

今、非常に大きな被害想定が出されて、死者数が3万3,300人というような数字が出ているんですけども、これは何もなかった場合、対策を講じなかった場合にこういうふうになりますよという数字だと思うんです。それで、沿岸部の自治体にとりましては、津波が非常に心配なわけですが、大きな津波が来ると。そのために流される家屋も非常に多いです。しかし、全く逃げなかった場合に死者数が多くなるといいますが、ちゃんと津波到達前に避難所に避難すれば命が助かるということなんです。その避難所が適切にちゃんとあるのかどうかということが今問われていると思うんです。

それで、この前お隣で講演会がございまして、私も聞かせていただいたんです。河田先生がおっしゃるには、一時避難したら6時間はとにかくとどまりなさいと。何か忘れたとか、寒いけん毛布が何かとりに帰ろうとか、そういうことで命を落とした方が幾らでもいるのだということで、最低6時間はいてくださいよということだったんです。そうしますと、先ほどお話に出ました避難タワーであるとか、山の上に逃げた方、夏場ならよいのですが、津波が来た、地震が来たというのは、なぜか知りませんけれども冬場が多いです。3月11日も非常に寒かったんです。それで、阿南でも避難された方もいたのですが、すごく寒くて困ったと、毛布でも持ってきたらよかったと思ったというお話もお聞きします。で、一時避難所で6時間とどまるとなりますと、一時避難所を見直さなければいけない面がたくさん出てくると思うのです。それで、1点お聞きしますが、山とか裏山とかは別として、現在自治体が指定している一時避難所で、屋根がありません、建屋がありませんというようなところ、何力所ぐらいあるのでしょうか。

楠本南海地震防災課長

まず、一時避難所という呼び方、津波とかのいつき避難所、いつき逃げるといふ避難所がございまして、県内で避難するというのは、そういったものも含めて1,800ぐらい指定がございます。地震の際の火災を避ける広域の避難場所等ございまして、おおむね小中学校でありますとか、体育館でありますとか屋根つきが多くございます。ただ、東日本大震災以降、県南では非常に場所もないということで、近所のだれそれさんのところとか、そういった屋根のない一時的なものがふえてきております。数は、現在ふえてきておりますので、今現在の屋根のない避難所というのは把握しきれておりません。

そういったことですが、特に東日本大震災、冬場で寒い時期でございました。津波とか水にぬれたままで避難して、せっかく助かったのに低体温症で亡くなったという事例もございます。昨年度の東日本を教訓としたいろんな見直しということで、今年度もしている津波から命を守る緊急総合対策事業の中で、一時避難所のQOL、質の改善ということで、県のほうで市町村が整備する支援をさせていただくようにしております。

それと、最低6時間と言われていますが、繰り返して言いますと、警報等が解除されるまでの1昼夜。夏の暑いときも可能性がありますので、そういった場所での備蓄倉庫、発電機、簡易トイレ等の整備ですとか、避難者を守るために、ある程度弾力的に助成をしておりますので、今後またそういった点はふえてくると思いますので、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

達田委員

本当にしっかりと支援していただきたいです。

私は阿南ですので阿南の状況なのですが、市が指定しているいわゆるいつき避難所、一時避難所と二次避難所があるのですが、二次の場合は全市で91カ所指定されております。そのうち9カ所は津波のときはだめですよということなんです。それで、一時避難所で指定されているのが、そのうち15なんです。15って少ないと思うのですが、例えば裏山とかはこの中に入っていないんです。御家庭で裏山に逃げられるという方もいらっしゃるし、そういうところに入っておりませんが、15が多いか少ないか、私は少ないなと思うんです。そのうち、津波の被害が非常に大きいと思われるところが、建屋がない避難所ということで。例え

ば、椿泊がございますが、椿泊小学校のグラウンドなんです。逃げるのが、中じゃなくて。それは二次避難所としてはだめなんです。グラウンドに建物はだめということで、グラウンドに逃げるようになっております。それと、椿地区の場合は、一時避難所というのはございません。指定されておられません。山に逃げてくださいよということだと思います。それと、橘町は、非常に立派なふるさとふれあい公園ができたのですが、残念ながら建屋がございません。この前も、あそこに逃げた方が寒かったとおっしゃってました。

本当に想定どおりの大きな津波が来るというのは、非常に確率は低いと思いますけれども、やっぱりちゃんと設備を整えるのは最大規模の津波が来ることを想定して整えていかなければならないと思うんです。ふるさとふれあい公園にももちろん建屋はございませんので。そういう状況を見ますと、恐らく県南地区ずっと見渡してみますと、屋根がないところ、裏山ならなおさら、6時間そこでとどまれるというような場所にしていけないといけないと思うんです。

ですから、1軒、2軒が逃げるというような場所であったとしても、ちゃんとそこにトイレもあるいはお水とかあり、1晩しのげると。毛布とか、そういうものをちゃんと確保できるような小さな小屋なりを設置していかなければいけないと思うんです。そういうものに対して、やっぱりきちんと支援をしていただきたいと思うのですが、その避難場所の見直し作業っていうのは、いつまでに行うんでしょうか。

楠本南海地震防災課長

まず、見直しも進めておりまして、先ほどお話のあった地域におきましては、備蓄倉庫ですとか、阿南市のほうから資機材の整備を進めたりしております。きょう重清委員のほうから御質問ありましたように、県が最終的な浸水予測図の策定をしまして、最終的には、やはり最大クラスの災害に避難場所がどうであるかというチェックをし、それに基づいて地域の方とか市町村で、避難路とか避難計画というのを策定するようになっています。

達田委員

現在指定されている避難場所の数なんですけれども、これは大幅にふやしていく必要があるんじゃないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

楠本南海地震防災課長

数でございますが、地域、地域によりまして、家族ですぐ裏山に逃げるとか、どうしてもそういったマイ避難路とマイ避難場所みたいな整備とかも出てくると思うんです。

それと、実際ふえて、指定避難場所以外に逃げられて、台風のときも出た場合に、後の救出で、どこへ逃げられているかフォローするのに市町村も非常に苦勞するという事例がございます。逃げたらそこで避難しているということを知らせるとか、そういった細かい点まで、避難の計画とかフォローが必要でございますので。当然、数もふやさないけれども、ふやしただけそういったフォローをどうしていくのかということも含めて、検討していくことが必要だと思います。

達田委員

数も随分要るんじゃないかと思うんです。たくさんの方が被害に遭われる、家屋が流出する、津波で流されるという、数から見ますと大勢の方、それぞれの自治体ごとにまだ人数が何人ぐらいというのが出ておりませんけれども。見ますと、相当たくさんの方が避難をしなければならないようになるんじゃないかと思うんです。

例えば阿南の場合、一時避難所は、富岡地区で言いますと3カ所で2万 3,660 人収容できます。しかし、ちょっと過ごせるような二次避難所になりますと、12 カ所あるのですが、3,725 人の収容ということなんです。見能林地区は、一時が3万 1,960 人収容できますけれども、二次避難所は4カ所で 1,570 人なんです。中ノ島地区、一時避難所が 2,610 人収容できます。二次避難所で 734 人の収容。福井の場合、一時が 2,550 人、二次が4カ所ありますが 887 人。そして、津波の被害が非常に多いと思われる樺泊、これは樺泊小学校1カ所で一時避難所が 950 人収容できますというのですが、ここには二次避難所というのがございません。指定されておられません。ないんです。樺地区も一時避難所は指定されたものがございません。そして二次避難所は4カ所ありまして、634 人収容できますということです。それと、橘地区も被害が心配されております。これは一時避難所というのが2カ所あり、8,900 人収容できるのです。しかし、そのうちの1カ所が、先ほど申しましたふさとふれあい公園で、屋根のないところ、屋外ということです。二次避難所になりますと、そのうちの1つの橘小学校のみで、収容人員が 265 人となっております。那賀川町になりますと、3カ所の一時避難所で1万 5,220 人収容できる。しかし、二次になりますと 12 カ所あるのですが、2,320 人。というふうに、収容できる人数がこれで大丈夫なのかなと、本当にそれだけの大きな被害があつて、おうちが流されてしまった人たちが収容できるのかなと、そういう思いもあるわけなんです。そういう点も含めて、きちんと6時間なら6時間過ごせるという。それと、やっぱり数がちゃんと足りているのかという点の2つですね。この点、もう一度きちんと検証して対応していただきたいと思います。もう一度決意のほうよろしくお願いします。

楠本南海地震防災課長

まず、津波、地震発生したら、とにかく一時避難所。津波から命を守るための整備、それから助かった命をまたどう助けていくかという総合的な計画になります。これだけ大きいと、1市町村とか、その地区エリアだけで考えると無理がございますので、市町村間の連携ですとか、大きく言えば他県との連携ですとか、そういった二次収容、二次避難というのも大きい計画でしないと難しいところでございます。そういった一体的な計画というのも、市町村とか地域の方とも一緒になって計画を進めていきたいと考えております。

達田委員

以前私質問させていただきましたが、やはり他の地区で受け入れてくれるところをちゃんと決めて、だれがどこに行っているかわからないということがないように、合同して訓練ができるという、そういう方向でぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、住宅耐震改修とかリフォームのことでお伺いしたいのですが、津波が来て逃げるぞということになりましても、揺れによって逃げられないようになってしまったという、そんなことでは困りますので、耐震改修というのは非常に大事です。内陸部であっても、揺れによる被害というのは非常に大きいと予測さ

れますので。今現在、24 年度半ばになってしまったわけですが、今年度の予算の執行状況というのは、耐震診断、耐震改修、それから安全安心リフォーム、それぞれどのようなようになっているでしょうか。

松田建築指導室長

ただいま委員から、木造住宅耐震改修事業に係る予算の執行状況ということでお問い合わせをいただきました。

まず、耐震診断事業でございますけれども、今年度につきましては8月末現在の数字になりますけれども、792 件という執行状況でございます。それから、耐震改修事業でございますけれども、同じく8月末時点で 85 件の改修実績。それから平成 23 年度に制度を創設いたしました安心安全リフォーム事業につきましては 46 件の改修実績ということになってございます。

達田委員

今年度見ますと、今までのペースよりはちょっと進んできたかなという気もいたします。今年度ですね、予算も 500 戸でしたかね。

(「はい、改修事業ですね、はい」と言う者あり)

たくさんついておりますよね。ですから、これが全部消化できるぐらいにスピードを速めて、どんどんとやっていただきたいと思うんです。リフォーム事業は昨年から、耐震改修は平成 16 年から始まったわけですが、これまで、毎年毎年予算として何戸分の予算をつけてきて、そして今までトータルして何戸分できてきたのか、何%になるのかちょっと教えていただけたらと思います。

松田建築指導室長

これまでの予算の状況と予算の執行状況についてのお尋ねでございます。

まず、耐震診断事業でございますけれども、平成 16 年度から実施をいたしておりまして、昨年度平成 23 年度末まで当初予算の戸数を合計いたしますと、合計で1万 4,700 戸分でございます。それに対する実績は、1万 212 戸となっております、達成率、実施率は 69%となっております。続きまして耐震改修でございますけれども、同じく平成 16 年度から実施をいたしておりまして、昨年度末までの予算戸数を申しますと 1,980 戸、それに対しまして実績は 695 戸となっております、実施率は 35%となっております。それから最後に安全安心なリフォーム支援事業でございますけれども、これは平成 23 年度 500 戸の予算をいただき、実績は 66 戸ということになっておりまして、実施率は 13%ということになっております。

達田委員

阪神淡路以後、非常に耐震化が大事ということで、行政としては予算もつけてきたということなのですが、耐震診断はかなりなさっているのですが、なかなか改修には至らない。以前よりはちょっとふえてきたなと思いますけれども、なかなかこれが進まないというんですが、これの一番の原因といいますか、アンケートとかいろいろそういうことをやられているでしょうか。

松田建築指導室長

徳島県といたしましては、例えば耐震診断をされた方に対して、幅広くアンケートを行うというようなことは、これまでは実施いたしておりませんけれども、今年度そういった格好で、耐震診断を受けられた方に対して、どうして耐震改修にまで進んでいただけないかというようなことにつきまして、アンケート調査を実施したいと準備をしているところでございます。

達田委員

ぜひ、耐震診断をしたのにもかかわらず、なかなか取りかかれないのはなぜかというそこがわかれば、また推進する方策も違ってくるかと思うんです。そのアンケートというのは、今年度中にもう終えてしまうのですか。

松田建築指導室長

時期的な問題ですけれども、できるだけ早期にアンケートの結果を集計して政策に反映していきたいと考えておりますけれども、実はこれからアンケートの質問票をどうするかという検討に取りかかりたいと思いますので、最終的な時期については今のところ見えてない状況でございます。

達田委員

ぜひ生の声を県民の皆さんからお聞きして、耐震化を進める力にしていきたいと思いますので、早期に取り組んでいただきますようお願いいたします。

アンケートまでは行きませんが、いろんな方の御意見を聞きますと、耐震診断はしたのになかなか改修ができないのは、やっぱりお金がかかる、何か面倒くさい感じがする、あるいは住んでいる方が高齢化してしまって、もう跡取りも帰ってこないのにしてももったいないからこのままおるとか言って、倒れたら倒れたときのこっちゃということをおっしゃる方もいるわけです。ですけれども、その意識を変えていただいて、やっぱり命に助かってもらいたいのだと、そのためにしましようという啓発も必要だと思うんです。

耐震とリフォームとが合わさったその制度でリフォームをされた方、おうちも非常に便利になって使い勝手もよくなったと、その上安全も図れるということで喜んでおられる方もいらっしゃるようです。ですから、そういうところを御近所であれば実際に見られる。新たに新築したおうちでしたらモデルハウスということで見えるのですが、耐震改修の場合はもうお住まいになっていますので、なかなか見せてよと言って行きにくいわけなんです。しかし、そういうのをしたところが、1回とか2回とかモデル的に見せていただけるところがあれば、関心のある方が実際に見に行つて、百聞は一見にしかずと言いますか、目で見て耐震改修、リフォームの良さが実感できるのではないかなと思うんです。そういうモデル的な見学会みたいなのに取り組むお考えはございませんか。

松田建築指導室長

耐震改修をされた、もしくはされている住宅の見学会を行つてはどうかということで御質問いただきました。

私ども、耐震改修を進めるためには、改修工事の内容や経費に関する住宅所有者の不安でございますとか、情報不足を解消することが重要であると認識いたしております。このため、平成 24 年度は県建築士会と協力をいたしまして、簡易な改修も含めた耐震改修全般について、住宅所有者の相談に応じる体制を整えたほか、建築士会各支部におきましても無料相談会を実施して、相談体制の充実を図っているところでございます。

また、昨年度施工された住まいの安全安心リフォーム支援事業の優良事例を集めまして、工事にかかった経費や施工中の様子を知ることができる事例集を作成いたしております。それを戸別訪問の際でありますとか、ダイレクトメールによって耐震診断を受けられた方に配布し、所有者の不安や疑問にお答えできるよう取り組んでいるところでございます。

さらに、改修工事施工者に対しまして、耐震改修施工中という文字の入った、幅 45 センチ、高さ 1メートル 80 センチ程度ののぼりを提供いたしまして、施主の了解を得ていただいた後に、設置させていただいて、御近所に耐震改修を実施していますということをPRするという取り組みを行っているところでございます。

今、委員から御提案いただきましたように、施主の御協力をいただいて見学会を開催する等の取り組みにつきましては、現時点では、任意でされている方を除きまして私どもとしては取り組んでおりませんけれども、今後、市町村とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

達田委員

実際にお住まいになってますのでね。家の中を見られるのが嫌というのがあるかも知れませんが、そういうことだったら協力しましょうということで見せていただけるお宅があれば、何か特典を設けるというようなこともして、見学会をぜひしていただけたらと思います。

もう一つは、お金の問題なんです。やっぱり補助金をもうちょっとアップするということで、負担を少なくすることも大事なんじゃないかと思います。古いうちに、56 年以前のに住んでいるといいますと、もうほとんどの方が高齢化されていますので、非常に所得も少ないということで、なかなかお金の面で大変なんだというお声もお聞きいたします。やっぱり補助金が多ければやってみようかなという気にもなってくると思うんです。県として、今の補助金を見直して上乗せをもっとしようというような、そういうお考えはございませんか。

松田建築指導室長

本県では、耐震改修時に全市町村で最大 60 万円の補助を受けることができるようになってございます。また、その補助金に加えまして、耐震改修促進税制を活用いただければ、平均的な耐震改修工事費の半分程度の公的助成が得られるというふうに考えてございます。さらに、事業主体である市町村におかれましても、今年度平成 24 年度は、本格的な耐震改修につきまして、9つの市町村で 20 万円から 30 万円の上乗せ補助を実施していただいているところでございます。

補助金の限度額を引き上げるという委員からの御提案につきましては、この5月、徳島発の政策提言にも取り上げて国に対しまして木造住宅の耐震化支援制度の拡充といたしまして、国の国庫補助率を引き上げていただきたいという内容で要望するなど、これまでの実績をもとにして活動を実施しているところでございます。

また、昨年度には耐震化工事の費用負担の軽減を図るとともに、耐震化工事とあわせて実施する省エネルギー化や、バリアフリー化などのリフォームを支援対象とすることにより、所有者にとって取り組みやすい耐震改修を行っていただけるよう、住まいの安全安心なリフォーム支援事業を創設いたしまして、補助制度のメニューの拡充に努めているところでございます。

この事業につきましては、昨年度5つの市町村さんで上乗せ補助を実施していただいておりますけれども、今年度になりまして、現在全ての市町村さん、24市町村さんで10万円から30万円の上乗せ補助を実施していただいております。こうしたこともございまして、メニューの拡充とともに、補助額の増加についても取り組んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、県としましては市町村と一体となって、全国的に見ても充実していると言える支援制度について、まずは県民の皆さまにきめ細やかに普及啓発を図り、県民の耐震化に対する意識の高揚を促していくことを最優先で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

達田委員

また、自治体と協力しながら、ぜひ住民の皆さんの御協力もいただきながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、以前にもこの委員会でお尋ねをしたことがございますけれども、やはり津波被害、あるいは高潮被害とか、そういうものから身を守るということで、海岸の施設ですとか、河川の施設、水門、樋門など、非常に大事な施設だということでお尋ねをいたしましたが、点検をされているということで。その点検の状況、結果もまとまったということで、資料をいただきますと、随分とたくさんところが津波などで被害を受けるのではないかが結果としてわかっているわけです。海岸施設、河川、水門、樋門、陸閘等、これにつきまして、現状明らかになった課題、それから今後の対策につきまして、どういうお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

志摩港湾空港課長

達田委員から、今、総点検結果についてということでございます。

昨年の10月17日に公表しました防災減災対策に係る総点検は、東日本大震災におけます被災状況を受けまして、公共施設の耐震性、ライフライン確保などの現状把握、これからの施設の地震や津波に対する課題とその対応策、また、想定外の津波が来襲した場合のその対応策等を検討するとともに、被害想定の見直しの際には、早急な対応が行えるように準備しておくために実施したものでございます。

水産課、港湾空港課、河川振興課所管の河川海岸施設や水門、樋門、陸閘につきましては、過去の資料整理や目視による現地調査などにより、対策が必要なものを抽出したところ、対策の必要なものが多く、その対応には多大な時間が必要となるなど課題が判明したことから、重要度、緊急性の高いものから対策を行うこととした対応方針や、想定以上の津波に対しまして、粘り強く効果が発揮できる構造の検討を実施するなど、課題とその対応策を総点検結果としてお示したところでございます。

この総点検結果は、現在進めております詳細な津波浸水予測図を作成するために使用しているということでございます。

達田委員

例えば、海岸施設ですと、津波対策が必要な海岸延長が 111.6 キロメートル、72%が必要だということで、波が越えてくるおそれがある海岸施設、延長が2分の1以上に及ぶということで。津波対策が必要なのは、海岸線で非常に長いわけですから、ところどころでなくて、ほとんどが必要なんだと思うんです。これを整備するといいますと、莫大なお金もかかるでしょうし、時間もかかると思うんです。それで、先ほどおっしゃったように、浸水予測図に、県の危ないところ全てを、かき込んでいくのですか。

志摩港湾空港課長

かき込んでいくわけではございませんで、津波浸水予測図を予測するときの、基礎データとして使用しているということです。

達田委員

私たちは、何か起きたときに逃げまじょうとか、何を基準に考えるかと言いますと、やっぱり各自治体からもらうハザードマップです。それに津波のときにはこうしましょう、一般災害のときにはこうしましょうということを詳しく書いてくれてあります。あの地図を見て避難所に行くかどうか決めるわけです。あの地図は、地域ごとに非常に詳しく書いてくれてあります。ここに逃げるのですよという印もしてくれてあります。ああいう地図を、今度また県の協力のもとに、自治体がつくり直すのだと思うんです。

そのときに、どの堤防が危ない、どの海岸施設がもしかしたら越えてくるかもわからない、あるいは液状化で危ないかもわからない、補修が必要なんだというようなことが、住民にわかるように、やっぱり一番末端の自治体のハザードマップにきちんと記入をするということが必要だと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

志摩港湾空港課長

総点検の結果を個別に地図に明記した場合、データ等々が膨大なことになりまして、かなり煩雑になると考えられます。浸水予測の結果だけを表示したいものと思っております。

達田委員

例えば、河川の施設で、現況で越流するおそれがある河川は 45 河川、65 キロメートルで 39%、液状化によるのは 25 河川、39 キロメートルの 23%、補修補強が必要な河川、37 河川 30 キロメートルと書いてあります。市町村がつくるハザードマップというのは、県全体ではなくて各地域ごとになるわけです。県全体となると物すごいたくさんあるかもわかりませんが、その地域、地域に落とすわけですから、そんなに全部を見るわけではないわけです。ですから、この地域ではどこが危ないのかということを、きちんと住民と情報共有していないと、何か起こった後で、立派な堤防と見えていたけれどもそんなに危ないところだったのかということでは困ります。

やっぱり、県がきちんと非常に詳しく調査されているわけですから、その情報を県民にきちんとお知らせして、県民とともに情報を共有して、全てこんな直せと言われても物すごく時間がかかりますので、何かあったときには、この堤防、この河川、水門、樋門、これが危ないということをちゃんと知っていて、避難の目安にする。いち早く逃げなければいけないとしていくことが必要ではないかと思うのです。こういう調査をされたというのは、やっぱり命を守るということに生かしていく必要があると思うのですが、その点いかがでしょうか。

志摩港湾空港課長

委員御指摘の総点検結果のマップへの表示でございますが、総点検結果をマップに明記した場合、この堤防は危ないからとか、液状化しないからとか、ここからここは津波は来ないなどといった被害想定固定化につながるとも考えられますし、被害想定固定化という点では、東日本大震災でもそのような思いこみから被害が拡大したとの報告もされているところでございます。地震津波に対しては、まずは逃げると、逃げることを優先に考えていただきたいと思います。

達田委員

ここは安全ですよというお知らせではないんです。ここは危ないですよというお知らせ、啓発をしていかなければいけないということで、こういう調査結果が出たんですよということを、先にちゃんとお知らせするのは非常に大事なことだと思うんです。やっぱり住民が知っていた、知らなかったというのは大きな雲泥の差がございます。ですから、こういう情報を、きちんと県民の皆さんにお知らせして、命が守れるように、ここは安全な堤防ではありませんということを、ちゃんとお知らせできるようにぜひ検討していただきたいと思います。

そして、この中に、水門、樋門、陸閘の対応、それから統廃合とか電動化というのが書かれとんですが、陸閘とかの統廃合がどこなのか、今後どの程度電動化されるものをふやしていくのか、そういう具体的なことをちょっと教えていただきたいです。

志摩港湾空港課長

今後、統廃合や電動化をどのようにするのかということでございます。

県内の沿岸部にございます県管理の樋門、水門、陸閘の数でございますが、樋門及び水門が 382 基、陸閘が 1,021 基の合計 1,403 基でございます。陸閘の統廃合につきましては、平成 23 年度に県下の陸閘の統廃合調査を行いまして、まず利用頻度が少なく、次の開口部までの距離が短い陸閘について、関係者に説明等を行い、統廃合の推進を図っておるところでございます。その統廃合の数でございますが、港湾空港課が所管する陸閘の内、統廃合の計画は 60 基でございまして、平成 23 年度は既に 9 基を廃止しております。また、24 年度は 12 基の統廃合を予定しているところでございます。

達田委員

統廃合して、電動化については。

志摩港湾空港課長

電動化につきましては、まず基準でございますが、比対面積 10 平米以上の施設で重量が重くなって一人で操作が容易にできない、また、臨港道路部の陸閘で港湾施設利用者のために常時閉鎖が困難である等の点に該当いたします陸閘を、電動化の対象と考えております。で、港湾空港課が所管する陸閘のうち、既に電動化が完了している箇所は9基でございます。平成 24 年度の電動化は4基を予定しております。また、今後電動化を予定している箇所は 36 基となっております、引き続き整備を進めていくことといたしております。

重本河川振興課長

河川振興課のほうが管理しております陸閘のうち、統廃合を計画しているのは 25 基ございまして、昨年3基廃止しております。今年度残り 22 基の統廃合に向けて、現在準備を行っている状況でございます。電動化につきましては、先ほど志摩課長のほうからありましたように、大きく、重量が重いものについての電動化ということでございまして、河川振興課が所管する陸閘は、全て小型なものでございますので、電動化の計画はございません。

達田委員

時間もございませんので、また今後も質問させていただきたいと思います。まず、県の情報を、県民の皆さんに広くお知らせするという姿勢で臨んでいただきたいと思います。せっかくお金をつけて、ちゃんとした立派な調査をされているわけですから、それによって命を守れるように、ぜひ進めていただきますようお願いをして終わります。

中山委員長

午食のため、委員会を休憩いたします。(12 時 12 分)

中山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13 時 12 分)

質疑をどうぞ。

有持委員

先ほど、喜多先生からいろいろと消防の話が出たんですけれども、先日大阪のほうで消防団が不正に追加申請をしたという問題がありまして、私は不正ではないと思うんですけれども、消防団の経費をめぐっていろいろと問題が起きとるようでございます。

消防団というのは、昔は地域でお金を出し合って器具を買ったり、消防団の経費を地域で補っておりました。それが、20 年ぐらい前に消防団が寄附行為をすることで問題になりまして、今現在は市町村のほうで消防団の経費を出すようになっております。

そこで、お尋ねいたしますけれども、今県内の消防団の報酬や、手当についてどのようになっとるのか状況を説明していただきたいと思います

松本消防保安課長

県内の消防団の手当についての御質問でございます。

消防団員というのは、ほかに本業もしながら、みずからの地域を守るため、みずから入団いたしまして、位置づけといたしましては、市町村の非常勤特別職の地方公務員として任命をされております。その報酬とか手当の金額や支給条件などにつきましては、市町村がそれぞれの事情にあわせて、条例等で定めて支給をしておるところでございます。

委員御質問の消防団員の手当を支給するときに、消防団員の把握とかに關しての手続でございますが、若干市町村により差異はございますが、消防分団、消防署の両方から出勤報告を受けまして、実績確認を行ったり、現場や活動終了後の詰所におきまして、分団長と市町村職員が安否確認も含めた出勤者数確認を行うなどをして、活動実績を把握していると伺っております。

有持委員

ただいま各市町村によってそれぞれやり方が違うということは重々私もわかっております。私の石井町におきましては、約 20 年ぐらい前から各分団に対しまして年間の運営資金という形で、可搬式とポンプ式の機動隊というので分けまして、その人数に応じて各分団に運営資金という形でやっております。

ですから、出勤を何回するとか、何遍出たとかいうことで、経費は変わらないんですけども、大阪のこの間の問題になりますと、出勤した回数に応じて分団に対しての助成金が出るようになってから、水増ししたということで問題になっておりますけど、私がおかしいと思うのは、火事というのは回数も限られてるし、出た回数というのは十分わかっておりますので、それを水増しをするとか、そんなことは恐らくできることもないし、そんなんでも問題になるというのがおかしいと思います。消防団というのは、さきの雲仙普賢岳の問題にしても、今回の東日本の津波においても、最先端で住民の安全を確保するために運動しております。

それも、先ほど課長が言われたように、本当に給料は無償でございます。多少市町村によって違うんですけども、幹部っていうのは、いろいろと幹部としての事業、仕事もありますし、多少幹部の方には出てますけども、一般の消防団員というのは、全く無給でやっております。全てボランティアでございます。

それなのに水増ししてというふうな、こんな問題を起こして運営費をつくらないかんという自体が私はおかしいと思います。徳島県としても、そういうふうに出て何ぼという方向では、私はおかしいと思います。きちっとした運営費、そして消防団員がいろんなこんなことで、マスコミにもテレビでもいろいろやられておりますけれども、こんなんが出たら……。

やはり、今でも消防団員の確保というのは非常に難しいわけです。若い人は皆仕事持ってるから、消防団に入りますと、晩に訓練をしたり、日曜日に訓練をしたり、ボランティアで皆出ております。しかし、みんな若いときは、そんなんするよりも自分の時間が欲しいですから、だれも消防団に入りたいという人はおりません。そんな時期に、そういう問題が出るというのは。消防団というのは、各市町村の消防署員の約 10 倍おります。その人たちが、これからそっぽ向いてしまわれたら、ほんとに有事のとき困ると思うんです。

ですから、県も消防団とか、市町村とか、いろいろと話をさせていただいて、こういう問題が起きたときには、きちんとした対処をお願いしたいと思うんですけども、御答弁をお願いしたいと思います。

松本消防保安課長

委員の御指摘にございましたように、消防団員というのは県下で約1万 1,000 人いらっしゃいます。大規模発災時、災害発生時における要員動力を有しております。また、地域密着型として、即時対応性などを有しております。その特性を生かした活動が大いに期待をできる存在でございます。

県といたしましても、今後消防団の活動がスムーズ、かつ有効に行えるように、市町村と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

有持委員

それぞれ消防団の運営方法というのは、各市町村によって違うのは当然でございますので、全部統一することは非常に難しいと思うんですけれども、やはり消防団も県下の組織でございますし、市町村も消防防災については、いろんな協議会があると思いますので、そのときに、やはりこれからの防災対策といいますか、これは切っては切れない問題だと思います。

特に、今若い人が消防団離れをしておりますので、私も 60 歳ですけども、60 歳がきてまだ団員で頑張っておる人もおります。いざというときに、走れっていうても息だけ切れて、もうほんとに有事のときには非常に困ると思います。私は、息子が私のかわりに入っておりますから、安心はしとんですけども。今、なかなか若い人は、仕事の関係で、消防団活動が非常に難しいというのもありますので、やはりこれから市町村においても大きな問題になります。消防団というのは、火事の時だけではありません。いろんな人がいなくなったときの捜索とか、川に流されたとかの捜索とか、それから台風の時ときには土のうを積んだり、いろんな活動をしております。

ですから、常に土のうをつくる訓練をしたり、山火事に対応するために、リレー式の山火事を消す訓練もしたりしております。これもみんなボランティアでございます。今後とも消防団活動というのは、非常になくてはならないので、私は問題であると思いますので、県のほうもどうか市町村と消防団とより協議を重ねていただきまして、防災に備えるように、お願いをいたしましてこれで質問終わります。

臼木委員

もう時間もかなり経過しておりますので、端的にお聞きをしたいと思いますが、火災報知機って、昨年4月1日だったんですか、建築基準法に沿って設置されるようになったかと思うんですが、新築の場合だったら義務づけられてますから全戸ついてますが、古い家は、まだ知らないっていう人もおるし、近所で話してもあるんですけど、法的に設置が決められても、県なんか広報も何もせんし。物すごい効果あると思うんです。

徳島県で大体どれぐらい火災報知機が設置をされとるか、掌握してますか。お尋ねします。

松本消防保安課長

住宅用火災警報機の設置状況についての御質問でございます。

本年 24 年6月時点での推計の設置数で、徳島県 68.7%になっております。

臼木委員

68.7%、70%近くは設置されとると、推定で思われとるようですが、これこそ100%設置に向けて広報すべきでないのでしょうか。やはり火事というのは、近所からもするし、火災報知機は、実験してましたけど、夜中でぐっすり眠っていても報知されるわけで、何か鋭い音もしますんで、ほんとに100%設置に向けてしっかりと取り組んでいくべきではないでしょうか。

松本消防保安課長

委員御質問のとおり火災警報機は、火災の際に貴重な命を守るということで、100%設置が必要と考えております。ということで、県におきましては、ホームページによる周知とか、県婦人防火クラブと連携したチラシ配布、そのほかに、知事市町村会議等においても地方自治体の首長に対して、重点的な取り組みを依頼してございます。

また、県庁職員に設置を促進するというので、全庁掲示板でも各職員に呼びかけたり、県婦人団体連合会、消費者協会と連携した周知方法といたしまして、消費者協会ホームページとか、会員へのチラシの配布を行っているところでございます。

臼木委員

そうですか、しっかり広報はしていただいとんですね。100%に向けて取り組んでいただきたいと思います。それと、次に、助かる命を助ける、知事も口を開けたらそういうような発言しておりますが、る皆さんからもほんとに避難場所の設置をしてほしいということで、徳島県の県営住宅においては、屋上の避難場所の整備ができているのは、何ぼぐらい県営住宅ってあって、どれくらい設置されとんのでしょうか。

松田建築指導室長

県営住宅のうち、現在津波避難ビルとして指定されてございますのは、徳島市内の1団地でございます。ただ、現在市内の金沢団地におきまして、津波避難ビルの指定に向けて工事を行っております。現時点では、その状況でございます。

あと、徳島市さんから、津波避難ビルとして利用させていただきたいという申し入れがあるという状況でございます。

臼木委員

私も再三お願いしたんですが、はっきり申し上げて、板野郡、特に松茂町、北島町っていうところは、避難場所がないんです。

請願と重複しますから。請願は、前回継続だったけど、私も期待してるし、理事者の皆さんは、採択に向けてコメントいただけるんですが、はっきり言ってないんです。高速道については、請願を出しておりますから言いませんけど、特に北島町においては、何もないんです。

ありがたいことに、北村団地の前には5棟か、6棟か、7階建ての県営団地があると思うんですが、あれを私も見てきました。健常者であれば、屋上に避難するような状況では、屋上に上がる直角のはしごはあるん

です。だけど、屋上には身を守っていただくような塀もなにもありません。とりあえず、私は民間も含めて避難場所を確保してくれと。

マップの見直しから、ほんとに北島町、松茂町の人是不安で、松茂も見てきましたが、避難場所1カ所できてますが、あの避難場所の見直しをせないかんような話もしておりました。松茂は、海より低いんです。

こんな状況でありますし、今財政危機の中で、30メートルもの堤防を300メートル、500メートルつくれって、至難の業だろうと思いますし、堤防つくるのも難しいとなったら、物や、家や、そんなんは仕方ないと思うんですが、ほんとに地球より重たい命を助けるためには、避難場所が大事で、土のうを積んでいただけるなり、とりあえず、できるであろう県の施設、北島町の県営住宅の屋上の整備を急いでいただかせんでしうか。どうでしょうか。

松田建築指導室長

県営住宅北島団地の屋上を、津波の際の避難場所として利用できるようにということで、考えはどうかという御質問いただきました。

北島町に立地いたします県営住宅北島団地でございますけれども、5階建ての住宅が6棟ございます。屋上に通じる階段は現在ございませんが、共用部分の階段室部分につきましては、津波避難場所として利用することが可能であると考えております。北島団地の津波避難ビルとしての利用につきましては、実を申しますと昨年度、北島町から御相談ございましたが、昨年12月に徳島県が取りまとめました津波暫定高及び、暫定津波浸水予測図によりますと敷地のほとんどが、浸水区域外であったため、敷地内に避難していただければ、被害を免れることができるということから、津波避難ビルとしての指定が見送られております。

また8月29日に公表されました、南海トラフの巨大地震に関します津波高、想定浸水区域、被害想定におきましても、北島団地の敷地部分は、浸水区域外となっておりまして、最終的には県が現在策定中の津波浸水想定の結果を踏まえることになるかと思っておりますけれども、現時点では建物上部への避難の必要性は低いんでないかというふうに考えております。

臼木委員

浸水区域外だから、私はつくるべきだと思いますよ。あそこに逃げなかったら、北村団地やあのあたりの人はどこに逃げたらいいんですか。どこがありますか、安全なところ。訓練もしたりするんですけども、どこにも逃げることできないんですよ。

ですから、あの近くであるし、あれだけ密集地の中で、あそこにスロープの階段を設置すれば、大きな金もかからんと思うんです。その団地の6棟建つてところが浸水区域外だからなおつくるべき。あの近辺の人は、どこに逃げたらいいんですか。

松田建築指導室長

済みません。北島団地の敷地そのものに対して、今のところでございますけれども、津波による浸水の心配はないということですので、北島団地の敷地内に避難していただければ、建物に上がらなくても、屋上まで

上がらなくても被害に遭うことはないというふうに考えております。ですから、敷地、地面の高さに避難できるというふうに考えております。

臼木委員

南海トラフのマップいただきました。あれには、老門から含めて、あのあたり皆浸水するようになってませんか。

松田建築指導室長

はい。確かに、今いただいております地図はかなり粗うございますけれども、その地図で確認したところ、北島団地の敷地については、浸水がゼロと表示されていると考えております。

臼木委員

あの近辺が全部浸水するって載ってませんか。地図もう1回一緒に見ていただいたら。北島団地の6棟の敷地内は浸水をしない、それはよくわかりました。あの近辺がするのに、屋上に上がらなくても、確かに敷地内だけ安全ですか。そんな説明でなかったと思うんだけど。

松田建築指導室長

現時点では、御近所の方、周辺の方、敷地内に避難していただければ、私ども多分津波被害は受けないんじゃないかと考えておりますけれども、最終的には県が作成しております津波浸水想定を踏まえて検討してまいりたいというふうに考えます。

楠本南海地震防災課長

北島町、松茂町は、特にゼロメートルでございますので、非常に厳しいということで、町とお話して避難場所をふやしていくという方向で、町のほうでも検討していただいております。

北島町にしましては、従来から災害が少ないということで、以前の浸水想定では北島はほとんど浸水しないということで、避難ビルの指定というのがなかったんです。やはり、東日本大震災以降、県のほうも暫定浸水出しまして、現在まだ少ないんですが津波避難ビルということで、北島町においても今のところ7カ所、指定を行っております。

今後とも民間の施設も協力いただきまして、住民の方の避難の確保と。ちなみに公的なところは板野東部の消防組合の本部でありますとか、北島町の総合庁舎でありますとか、北村のハイメゾン北島でありますとか、フジグランであります。それから、民間では高田整形外科病院でありますとか、竹内マンション、佐藤ハイツそういった民間施設も協力いただいて、町もホームページ等で、避難のビルの協力というのを求めています。今後とも、町とも相談しまして、そういった避難施設の確保に努めてまいりたいと考えております。

臼木委員

そこだけ7カ所ですか。民間も含めてようわかります。そこ行くまでに、避難をしなければならないといったら、あんな北島団地の敷地内だけでは、私は奥へ上がらんと浸水すると思うんです。ですから、北島町議会においても、意見書みたいなん、県に上げとるでしょ。公共施設を1階で大丈夫という話は、地図見たら私はないように思うんよ。ですから、できる限り。公営施設でも、あんな6棟建つととこに集まれという訓練してません。あの近辺だったら南小学校の屋上でも上がるか。町から来ても、被害ないということを指導もしとらん。だから、あそこが私は最適だと思いますので、御検討願えますか。

松田建築指導室長

今後、北島町さんとも協議しながら検討してまいります。

笠井委員

私も何点かお尋ねしたいと思います。

国の津波被害想定が大きく見直されまして、特に川内町の私ども住民は、あれ以来ほんとに心配しております。20 日にも、知事に早く安心をということで、嘆願書もしました。それ以外に、今まで言ってなかった徳島道にも階段をつけてもらえないだろうか、あるいは、避難箇所2カ所あるんですけども、それ以外に避難階段をちょっとつけてもらえんのだろうか、いろんな要望があるわけなんですけども。高速道路に階段をつけるやいうこと聞いたことがありますか、まずそれをお聞きしたいと思います。避難所以外にね。

杉本道路整備課長

高速道路に階段をという御質問でございます。

まず、東海、東南海、南海の三連動を迎え撃つ有効な政策としまして、昨年8月全国初の事例となります、四国横断自動車道の徳島市域に設置する津波避難場所に関して、県、徳島市、NEXCO西日本の3者により協定を締結しまして、現在四国横断自動車道鳴門徳島間の整備に合わせまして、徳島市川内町の2カ所において避難場所の設置を進めているところでございます。

徳島ジャンクションから徳島東インターチェンジ間の陸上部においても、盛り土工事ということで、陸の防潮堤、それから避難場所として補助的機能が期待されているところでございます。

高速道路の階段の話でございますが、高速道路におきましては、事故によります高速道路の路面のオイルなどの散乱を想定しまして、周辺環境を汚染しないように、路面排水の集水箇所に油水分離柵、これは油と水を分離する升でございますけれども、そういったものが設置されます。NEXCO西日本によりますと、現在整備中の四国横断自動車道の鳴門徳島間におきましても、盛り土区間に油水分離柵の設置が計画されており、これにあわせまして、管理用階段が設置されるということで、現在この配置計画を検討中ということでございます。

笠井委員

てことは、避難場所以外にそういう階段をつけられるということを御存じなわけですね。その、例えば何メートルおきにつくるか、そこまではまだ把握していないということですね。ちょっと返事お願いします。

杉本道路整備課長

配置計画は検討中でございますが、箇所については一般的には 300 メートルとか、500 メートルとか、いったぐあいで通常ついてるということで、これは高速道路の縦断勾配によって変わると聞いております。

笠井委員

わかりました。確かに横断道路、とりあえず今つくってる分で2箇所できるんですけども、やっぱり津波想定が見直されましてから、我々川内っていうのはゼロメートル地帯がありますんで、ほんとに心配してるわけです。あれまでは、徳島道の階段つけてくれということは言われてなかったんですけども、あれ以来、徳島道のほうにも階段つけてくれというような要望が非常に聞こえてまいります。

そこで、実は私知事に嘆願書出して、それから市長のところにも出しまして、西日本のほうにも行きまして、所長さんから、今言われたように、油水の管理階段としてつけられると、その話を聞いたんです。確かに避難場所の近くはそこへ逃げられるんですけども、そこまで逃げるのが遠いところでも、やっぱり津波の心配がある地区は、そういう階段があるんだったら利用させてもらえないかということを、私もお願いしたんですけども。これは例えば、その管理階段の一番上を少しだけでも。そんな米津とか富吉みたいに 800 人も、600 人も逃げるとこじゃなくて、10 人でも、15 人でも。その代わり、例えば今言いましたように、300 メートルおき、500 メートルおきにあるのであれば、近くの人が逃げられるという要望っていうのは、県からNEXCOに対してできないでしょうか。

杉本道路整備課長

盛り土の管理用階段を避難場所として利用できないかという御質問でございますが、盛り土部におけます管理用階段を利用した緊急避難場所の設置については、高速道路区域へのみだり立ち入りを制限する門扉の設置、それから避難時におけます高速道路を走行します車両、避難者双方の安全の確保、そういった管理運営面での課題の検討が必要であります。

今後西日本高速道路株式会社など、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

笠井委員

そういうことであれば、行政側からもお願いできるということですね。

実は 24 年 7 月 11 日の徳島新聞の朝刊なんですけども、仙台東部道路の 13 カ所は震災後のり面に階段をつくり、道路脇にフェンスで隔てた避難ゾーンを設けたと。関係者以外の立ち入りは禁止の区域だが、住民が階段などの掃除名目で関係者として入れるようにしたって書いてるんです。

徳島道あるいは横断道においても、こういうことが同じように可能じゃないかと思うんです。確かに、通常は自動車道ですんで登ったりする人はいないんです。確かに車が走って危ないかもわかりませんが、緊急時において、あそこの上をふだんとおなじように、高速道路、あるいは自動車道路だからといって、車が走り回ることにはそんなに考えられないと思いますし、また住民も自動車道路がわかっって、車来ているのがわかっって、道のそばまで行ったりすることはないと思うんです。

ここに書いてあるように、仙台の場合は掃除目的で関係者として入るようにしたということで、徳島県からもこういう事例があると、徳島道においても、あるいは横断道路においても、こういうふうな目的でさしてもらえないかっていうのを、十分国土交通省なり、あるいはNEXCOさんに要望して、させてもらえるんじゃないかと思います。そこんとこ、できる、できんじゃなくて、こういう事例があるんで、強く要望してもらえないかと思うんですけど、その意気込みお聞かせいただければと思います。

中内道路局長

高速道路の盛り土部の津波避難場所としての利用というのは、先ほど課長から説明があったとおりでございますけれども、そういった形で、新しい形が出てきているということもございます。ただ、先ほどの本線利用の話は高速道路としてのルールからして、やはりそこを使うというのは、いかがなものかということもございますので、そういった新たな形でできるのかどうか、そういったことも含めて、NEXCO西日本と協議をしてみたいと考えております。

笠井委員

確かに、自動車道路は人間が上がる場所じゃないのはわかっとなんで、いや上がってもよろしいですよっていうのは、行政として、あるいは高速道路を管理してる会社としては、絶対に言えないと思います。使うてくださいということだね。だけど、緊急時勝手に入る部分まではとめんと思うんですよ。ですから、入れるように。せめて入れないまでも、上に10人ぐらいが行けるようなちょっと広い場所を設けていただきたらと思うんです。

そういうことで、非常に住民の強い要望があるということを、行政からも訴えてほしいなあと。我々住民からも事あるごとに、これから南進する、進める間で、またNEXCOさんとも協議があると思いますので、住民は住民でNEXCOさんのほうに、そういうふうな使い方ができないかと要望してまいりますけども、行政としても、側面的にそういうふうをお願いいただけたらと思っております。

それから、これは24年2月14日に、私がかかなり厳しく、ほんまに県庁ってつかれへんのかということで追求しまして、ほな5メートルが来てもつかれへんのかって言うたら、やっとなつかりますという答弁いただきました。そのときに自家発電装置、通常電源なんかは、2013年度に屋上に設置すると、12年度は設置方法の検討とか、設計を行うということで、それ以外の例えば地下の機械室などには水密扉を設置したり、1階玄関や地下気孔口は緊急時に防潮パネルを設置するということが言われてたんですけど、これは24年度、もうすでにこの工事は始まってるんですか。確認したいんですけど。

楠本南海地震防災課長

総務の管財課が所管しております。設計に関しましては、昨年の2月先議で先行させていただきまして、現在9月補正におきまして、まず防災拠点施設であります本庁舎、南部総合県民局美波庁舎、阿南庁舎につきまして、津波浸水被害を最小限に抑え、防災機能の強化を図るための実施設計を今進めておるところと聞いております。実施設計が完了後、今年度中に3庁舎におきまして、まず、防潮パネルの設置でありますとか、緊急性の高い建築的な津波対策工事を実施することになっているところでございます。

あと、具体的には本庁舎におきましては、非常用の電源を確保するため、現在の地下2階にあります自家発電設備、受変電設備を更新して、屋上へ移設する工事を進めると報告受けております。

笠井委員

今話を聞いてますと、工事の進捗状況も順調に進んでるということで、早急に自家発電装置を屋上のほうに。通信指令がとまりますと、ほんとに徳島県中、通信が途絶えるということで、どうしても一番最初に指令を出す県庁には、早くそういうことをしてほしいなあと思っております。

次に、これは平成24年8月14日、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所という名前で、こういうふうな河川堤防の地震、津波対策の必要区間概要図っていうのが出されております。これを見ておきますと、この中に、平成24年度耐震工事箇所位置図っていうのがあります。これを見ますと、ほんとに旧吉野川、今切川で液状化されるところがわかってるんだけど、予算が55億円ですか、55億円でもってこの液状化対策の工事が進められるということでありますけども、55億円でこれだけしかできないということです。

重本河川振興課長

55億円というのは昨年の3次補正において、全国防災でついた額でございます。それで、そのうち今8月に出た図面につきましては、設計が終わって、用地とかそういう問題のないところで、まずやらなくてはいけないところということで、図面にさせていただいております。

そこに載ってます総額というのは、ちょっと私も把握はしてないんですけど、今年度につきましても、全国防災の予算、この9月の県予算におきまして、負担金をお願いしてるところでございますが、それによってもやっていくところでございますので、まず昨年の予算のうちでそれぐらいやると聞いております。

笠井委員

この図面持ってますね。大体これだけするのに55億円要ると。そしたら、もっと先のページの国土交通省が示されておる、これだけをやるってことになったら、非常に期間もかかるし、予算もかかると思うんですけど。これは防災減災の観点から、国のほうも力を入れてやっていってくれると思うんで。とにかく徳島県は、三連動地震が起きて、あるいは南海トラフが動いた場合、すごい被害が出ると、しかもこの地区は人口も多いし、工業地帯も入っていると、だから一たん被害が出ますと、すごい被害がでるわけです。だから、少しの予算でもって、少しでも被害が防げるのであれば、後で復旧する費用から比べたら、随分安く上がるんで、わかっているんだったら早く工事をしてくれと。

これ見ますと、北島のほうは、堤防も割と頑丈なみたいです。北島以外の松茂、川内の図見ますと、ほんとにほとんどの堤防が液状化して崩れるということでありますんで、非常に厳しいときでありますけども頑張つて、予算をとっていただきたいなあと思います。

この堤防を歩いてみますと、管理用道路として舗装してあるんですけども、その舗装は管理用道路だから非常に薄いわけです。国土交通省の車が見回りに行ってるんやけども、ふだん余り車も通れませんし。私ずっとこう歩いてると、堤防に非常にクラックが入ってるんです。堤防にクラックが入ってるっていうのは、私が考えますと、車がよく通るよってクラックが入るっていうんはわかるんやけど、車も余り通らん、しかも重量の

軽い車が通ってるにもかかわらず、クラックが入ってる。そのクラックが入ったところを、目地でこうしてあるんです。これはどういうことかわかりますか。なぜこんなことしてあるのかっていうのはわかりますか。

重本河川振興課長

クラックの場所をちょっと特定できませんので、直接の原因は国のほうにも確認できておる状況ではございませんが、クラックが入るということは、それなりに堤防のところには何かあるんじゃないかという委員のお話だろうと思います。

共栄橋の前後のあたりかと思われますが、ここにおいても、昨年度からことしにかけて、災害の復旧事業とか維持管理において、堤内側、要するに民地側でございますが、維持管理工事を行ってます。そのところのちょうど天端のところにも舗装を直した跡がありますので、委員おっしゃられるのはそのことかなと思われる。堤体のそういう異常に関しまして、国のほうでは、そういう維持管理的な工事を行うなり、適切に維持管理に努めているところでございますので、今後とも国のほうにおきまして、適切に管理していただけるよう、県からも強く申し入れていきたいと思っております。以上でございます。

笠井委員

これは国土交通省の管理してる河川で、堤防も県の車が走ってるんじゃないくて、国土交通省の黄色い車が走ってるということで、課長にこれ以上追及しても管轄が違うんで酷かと思えますけども、今切川の河川堤防には、そういう箇所がいっぱいあるわけです。住民が利用してるところもあるし、あるいは国土交通省だけの車が走っているところもあるんですけども、非常にクラックが入ってる。

これは、恐らく川内町、松茂っていうのは吉野川のデルタ地帯なんで、底がほとんど砂とか、あるいはヘドロとかで浮いた土地でありますんで、ちょっとの揺れとか、そういうことによって小さな液状化が起きて、堤防が沈んだり、あるいは川側、陸側に対して伸びたために、クラックが入ってるんじゃないかと思うんです。

特に、今言われました共栄橋の南と北側は、去年の、おとしだったかな、大きな台風で、ほんとに堤防を通行だめにして直さないかんぐらい崩れてしもたんです。やっと通れるようになったんですけど、そのあたりも、いろんなクラックが入ったんです。地元のもんは非常に心配しとったんやけど、心配のとおりざれてしもたんです。確かに、ざれたところは回復、復旧していただきましたけども、そういうところがいっぱいあるんです。そういうところを、やっぱり国土交通省に向けまして早く。この図面、対策必要区間の概要図に入っていないんです。これ見たら、あんだけ道にクラックが入って、今にも滑りそうな道が入っていないんです。再度これの見直しも、ぜひしていただけるように県からも要請してほしいなと思います。

国の管理河川がこうなんです。とすれば、当然県が管理してる河川もこういうところが、いっぱいあると思うんですけども、それに対して、県のほうで、これは県の管轄でありますんで、どういうふうな保守管理をしているのか、あるいは点検をしているのか、そういうところちょっとお聞かせいただきたいと思います。

重本河川振興課長

先ほどの今切川のお話ですが、津波対策の入ってないということにつきましては、津波で液状化して、それで遡上する高さ以下になるところということで、国から赤で示されるというふう聞いております。

委員のおっしゃられてます、その共栄橋の前後につきましては、昭和 50 年ころの整備箇所であるという古いところでございます。旧堤であります、河川断面もあるということで、整備計画にも入っていない状況でございますので、今後、老朽化に対して、国にいろいろ維持管理については申し入れていきたいと思っております。

それと、県の河川の管理についてでございます。日常の点検でございますが、日常は庁舎ごとに、河川のパトロールということで、傷んでる箇所の発見や不法投棄とか、不法占拠の発見や指導などを兼ねて、河川をパトロールしとるところでございます。

また、出水期の前、4月から5月ごろでございますが、地元の水防団の皆さんとか、消防団員の皆さんと一緒に、重要な水防箇所については合同で点検を行って、出水時によく注意していただくようお願いしてるところでございます。台風時や、豪雨の出水時につきましては、水防警報を発表するなどして、水防団の待機とか、出動を各市町村に情報提供しておりまして、出水時に水防団のほうに現場を確認していただき、漏水等があったときには、適時対応していただいているところでございます。

また、台風の後、出水後でございますが、河川担当職員が現場に出向きまして、漏水の異常があったか、なかったかも点検させていただいているところでございます。しかしながら、県が管理する河川、県下で 493 河川ございます。延長にしますと 1,800 キロメートルということになっておりまして、毎日点検できる状態ではございません。そういう延長が長いところでございますが、県民の皆さん、地元の皆さんの協力を得ながら、当然情報もいただき、そこをカバーしながら、適切に維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

笠井委員

確かに、県管理の河川というのは小さな河川が多いんですけども、やっぱり数が非常に多いということで、今課長が言いましたように、今の職員体制では事前にそこまで回りきれん、その通りだと思います。

先ほど有持委員も言いましたけども、ほんとに地元の消防団員というのは、非常にたくさんおられますし、またほんとに災害が起きた、あるいは起きそうだということになりますと、命がけでその地区の水防にも行ってるわけです。だから、ほんとに地元の消防団員が一番よく知ってると思うんです。確かに、県も、悪いところは常時回って検査するぐらいの人数と時間があればいいんですけども、とてもそれだけの河川を常時見て回ることはできないと思いますんで、やっぱり地元の消防団なんかと相談しながら、こんな大きな台風のときはどうだったですかとか言えば、消防団はよくわかっておりますんで。越水した、その地区の住民が避難したということになれば、その地区だけは何とか少しかさ上げしてもらえるんです。しかし、言わない地区、あるいは気がつかない地区は、何ぼ越水しても、何の対処もしていただけないというのでは。言ってこなかったら被害がないんじゃないかって、こんな被害がありませんでしたかと、地元の消防団に大きな台風の後に聞いてみるとか、それぐらいは、巡回するのと違っててできると思いますんで、ぜひ積極的に被害を防ぐんだという気持ちになって、対処してほしいなと、要望にかえときます。

西沢副委員長

副委員長ということで、できるだけ短くという思いもあるんですけども、ちょっと重要事項がたくさんありますんで、御容赦願いたいと思います。

まず、職員の方々にお聞きします。今までいろいろこれはやらないかとか、あれはやらないかとか、決
め事の中で、守っていただいているものもいろいろあると思いますけども、守っていただけてないこともある
んじゃないかなというふうに思います。

そんな中で、災害時の個人行動表、前につくりましたね。持ってますか。持っていない方、手を挙げて。災害
時に自分は何をするかという個人行動表、みんな持ってるんですか。みんな持ってる。持ってるんですね。
個人行動表って言ってましたよね。名前それでいいんですか。言い方違うんですか。個人が災害時に何をす
るかっていう、個人個人でこんなカードもらってますね。それによって自分が行動するっていうのがありました
ね。これ持ってますか。持っていない方。じゃあ持ってる方、手を挙げて。

（「おらんでえ」と言う者あり）

どういことですか。どっちにしたって、手を挙げないんですか。どういこと。じゃあ正式な名称を教えてください。

楠本南海地震防災課長

個人行動表につきましては、阪神淡路の後、それぞれの役割を分担するということで……（「ようけあるけ
ん、簡単にね」と言う者あり）個人行動表を作成しました。平成7年か8年に私も携わりました。全庁的に行動
表ということでお配りしまして、個人が持つと。そのときには、庁内のネットワークでありますとか、機器類が
少ないということで、ペーパーで個人個人が持って行動するということで進めてまいりました。

4月異動しますと、それぞれの役割、警報出たらこういうふうに出動する、こうするというのが、課全体として
それぞれまとめておりますので、従来の個人個人の行動表という形は現在にはなくなっている状況でございます。

西沢副委員長

なくしたんですね。要らないということで、なくしたんですね。皆さん持ってない。でも平成七、八年ですか、
だったら知ってる方ばかりじゃないですか、年齢的にいえば。一度は持ったことあるでしょ。何か皆さんあん
まり知らないような顔してますんで、不思議だなあと思ったんですけど、いいです。なくなって、それがなくても
行動できるという状況になったということですね。はい、わかりました。

それから、皆さん携帯電話、全員が持ってますよね。J-ALERT、使える方。携帯電話の中で、J-ALER
Tが鳴るようになってる方、どれだけいます。手、挙げてください。もうちょっとちゃんと手を挙げてください。数
人ですか。私のも鳴らない。私も以前に買ったやつ、これは入らないそうですから、無理なんです。大体、機
種に入ってくるようになったのが、2年ぐらい前ですからね。だから、新しいものしか入らないのは事実なん
ですけども、それにしても県庁職員がこれだけ持っていないというのは、ちょっと。

じゃあ、どんな音がするか知ってますか。J-ALERT、聞いたことがある人手を挙げて。ほとんどが知らな
いんですね。楠本課長、1回鳴らしてみてください。訓練しましたよね。

楠本南海地震防災課長

多分、従前でしたら設定が古い人は鳴らないようになってまして、今は黙ってても新しい携帯電話は鳴るようになってまして、ドコモのエリアメール、au 等も緊急速報メールという形で、多分皆さん持たれてる分は、かなり古い携帯電話以外は鳴るようになっております。

（「100%」と言う者あり）

はい。

（緊急地震速報音）

これ緊急地震情報でございまして、避難情報とか、災害情報というのは……（災害・避難情報音）こういう音が自動的に鳴るようになっております。

西沢副委員長

余り、皆さん多分音も知らない。私も、きのう初めて鳴らしてくださいって、鳴らして、やっとこさ鳴ったんですね。だから知らない人が多いと思うんです。そして、自分がほんとにその携帯電話で鳴るんかどうか、知らない人も多いかもわかりません。そういうことを、やはりちゃんとどんな音がするとか、音がしてもこれ何だって終わっちゃたら意味ないですから、そういうことをちゃんと知らしめて、皆さん大勢の方、ほとんどの方、全員に知っていただいて、どんな音がして、そのときは逃げないかんですよということ、やってほしいなあというふうに思います。

それから、事前の委員会で宿題を出しました。ダブったらいけませんので、こちらからもちょっと言います。

まず、停電のときでも言ったのは、停電というのはいろんな形があると、停電してから地震が起こる、地震と災害が起こる。それから災害、地震によって停電する。それから計画停電とか、全然関係ないところでのそういう停電を経験するとか、いろんなパターンがある。その中で、ちょっと宿題を出させていただきました。まず、エレベーターからいきます。エレベーターの話しましたよね。調べてますか。

松田建築指導室長

停電時のエレベーターの作動についてのお問い合わせ、御質問だと思いますけれども、エレベーターにつきましては、停電時着床装置という装置、これは任意で設置していただく装置になるわけですが、これが設置されているものについては、予備電源がエレベーターのかごに設置されておりますので、停電と同時に、最寄り階に着床して出入り口の戸を開くということになります。停電時着床装置がついてないエレベーターにつきましては、その場所で停止して、エレベーター内に非常用照明がつくようになります。

（「照明ね」と言う者あり）

はい。照明がつかます。後は、エレベーターのかごの中に設置されておりますインターホンで外部と連絡をとっていただいて、救出を要請するということになります。

それから、新しいエレベーターでございますけれども、平成 21 年 9 月以降に設置されたものにつきましては、これはまた先ほどの停電時着床装置とは別になりますが、地震時管制運転装置というものが義務づけになっております。その地震時管制運転装置につきましても、予備電源の設置が義務づけでございますので、新しいものにつきましては、地震時の管制運転装置と合わせて、その停電時の着床装置もつけられているというふうに聞いております。

西沢副委員長

結局2回法律が変わったと、その中で、最終的には、地震が起こったら地震を感知する機械のスイッチが働いて、そしてバッテリーによって最寄りの階におけると。一番近い階におりてとまって扉が開くということです。

でも、そうになってないのは、バッテリーもない、要するに地震が起こったらそのままかごの中、エレベーターの中。助けに来なかったらそのまま、津波なんか来ても、だれも助けてくれない。以前、ずっと昔には天井に出入り口があったように思うんですけども、聞いてみたら、あれは天井の上のほうからあけなかったら、あかない。要するに、アメリカの映画なんかで、下から上がっていったというあんなことは、日本ではできない。要するに、途中でとまったら、中からはどうしようもない。今でもそう。そんなもんが、どのぐらいあるんですか、徳島県。

松田建築指導室長

県内のエレベーターの設置台数についての御質問でございますけれども、平成 24 年3月末の時点になりますけれども、建築基準法に基づきまして、定期報告、1年に1回エレベーターの点検をして、県なり、徳島市なりに報告する義務があるエレベーターは 2,911 台ございます。また、そのほかに定期報告の対象とならないエレベーターがございまして、例えば国の施設、県有施設、徳島市有の施設、これに 137 台エレベーターございます。そのほか、ホームエレベーター、個人の住宅につくエレベーター、労働基準監督署が所管するようなエレベーター、これにつきましては定期報告の対象となっておりませんで、その分が合計で 732 台ございまして、合わせまして 3,643 台のエレベーターがございます。そのうち、私どもで確認できますのは、その地震時管制装置のついているものが、346 台ということでございます。

停電時着床装置につきましては、任意設置ということでございまして、定期報告の際にも報告の項目になってないということで、台数については把握できておりません。

西沢副委員長

結局 21 年に法改正ができて、地震を感知してバッテリーによって最寄りの階に行くとまる、そして開くということは、それから以降の新しく設置するエレベーターはやらないかと法律ができたけれども、以前のは、ほっとしてもそのままである。要するに、何の法的なものもないということで、多分にそのままになってるところが多いんじゃないかということです。だから、この前、いつだったか徳島でも何ほかエレベーターが地震でとまっとった。

あの時から以後のエレベーターは、そこそこ直してる可能性は高いですけども、以前のものは多分ほとんど直してないんじゃないかなという感じがします。結局、トータル的に言えば、地震が来てエレベーターがとまっちゃった、それでどうしようもない、助けに来ないというのが、徳島県下でかなりあると、そういう話になると思います。答え求めてもわかりませんの世界ですから、言いませんけども、でも、先ほどの計算だったらわからないというエレベーターがいっぱいあるということですから、そういうことだと思います。

だから、最終的に県ができることはどういうことかと言うたら、エレベーターはちゃんと最寄りの階でとまりますよ、地震があってもとまりますよ、開きますよと、そういうようなものは、何か適正マークみたいな物を、エレベーターの一番見える表のところにボーンとシールを張っとく。シール代なんかは安いもんですから、300 台、400 台のエレベーターだったら、すぐできると思うんで。それ以外はわかりませんということで、乗る人にわかっていただいたら、これは無理ですというのは法的根拠がないから、だめですというシールは張れないと思うんですよね。そうかなと思うんです。こんなんもできたら張ってほしいですけど、ちょっと厳しいかな。でも、これで大丈夫ですよという適マークをやっぱり張ってほしいなあというふうに思います。これは要望しておきます。

それから、次に防災無線の件です。J-ALERTが発令されましたこの前、いろいろと報道されましたけども、何か設定の間違いによって、ようけスピーカーから流れなかったという話がありました。どうも私考えたら、そのほかにも、ちょっと大変なふぐあいもあるんじゃないかと。それが、私この前からずっと言ってます電気が切れたときにどうなるのかなという中の1つなんです。

J-ALERTは、一連の流れの中で、テロ情報も含めて、いろいろな情報、地震情報も流れますけども、当然ながら、時間がたてばだめです。緊急的にできるだけ早く、そういうことがあるということを報道するんですから。それがJ-ALERTです。地震とか、テロとか。

その中で、停電状態のときに地震がある、こういうことを想定します。停電になりました。県庁の非常用バッテリーで、非常灯みたいな電気はつく。それから、次に非常用電源が働きます。非常用電源は、県庁内は 32 秒で正規に運転されます。中央病院は、まず 40 秒で1機ちゃんと働いて、後 90 秒でもう1機働いて、全部で 130 秒で正規に働き、全体が正規に働くようになるということを聞きました。今度の新しい病院ですよ、中央病院の。

県庁でいいますと、まず停電がありました。32 秒までにJ-ALERTが発令されました。どうなるんです。

楠本南海地震防災課長

まず、通常のそういった装置に関しましては、無停電電源装置、UPSっていうのがございまして、これは何日ももつもんではございませんが、15 分とか、30 分そういうのがありますので、非常用が立ち上がるまでには、バッテリー持ってる分で対応は可能になっております。

西沢副委員長

この昼の時間に、管理するところ、中央管理室に行って、そのあたり確認をしてきました。そうすると、そのJ-ALERTが通ってくる、受信する装置はバッテリーでは動きません。非常用電源で動きます。だから、今言ったように停電があつて、非常用電源が働くまでの間は、ベルが鳴るだけだそうです。それから発信はできません。結局は、その中央管理室の中でベルが鳴るだけで、あとどうしようもない。県庁内では、そのときは残念ながら報道されません。先ほど確認してきました。こういうのがいろいろあるんじゃないか。

まずね、そういうJ-ALERTの流れが途中でとまる。停電が起こったために、それが非常用電源とか、バッテリーとか、そのつなぎ方によってはとまるところがいっぱいあるんじゃないかと、そのとき思ったわけです。

これは問題です。テロなんかで一刻を争うときでも、停電ですと、それで情報が流れないと、そういう場所がいっぱいあるかもしれません。どうします。

楠本南海地震防災課長

中央管理が管理してますのは、県庁内の設備でございます。

(「県庁内」と言う者あり)

県庁内。私どものほうは、無線に関しましては別に衛星系、これも別に屋上に発々もっておりますし、県庁の非常用電源がアウトになった場合でも、通信、市町村への情報伝達は確保しております。ただ、それぞれの受け側、今御指摘のありましたように、例えば市町村におきましても、同報無線とか、非常用を確保してるんですが、個別の受け側の施設において、非常用の確保ができてないと、最後までの情報伝達が難しいと。

ただ、その場合は手動で起動するとか、本当の緊急時の時間外の場合っていうところは、やっぱり自動で立ち上がったたり、即座に人為的に放送するとか必要がございますが、そういった場面では、広報車が回ったり、そういったときに応じていかにカバーできるかっていうソフト面での対策、自動化だけに頼るんじゃなくて、ソフト面の訓練、対策っていうのが重要だと思います。

西沢副委員長

もう一遍確認します。県庁内には3つ電源がありますね。非常用電源発生装置。それから、それぞれバッテリーも何カ所かに分かれて。今言ったバッテリーは、中央管理室でバッテリーがどういうふうにつながれているかというのを聞いてきたわけです。そうしたら、ああいう非常灯がつきますよと。さっきも言ったJーALERTの通る制御盤っていうんですか、それは残念ながらバッテリーでは動きません、ただ単にベルが鳴るだけですと。そのほかのところに、JーALERTが通じていて、全館的に放送できるような、そういう仕組みになってるんですか。

楠本南海地震防災課長

中の放送に関しては、中央管理のほう、管財課でないとはっきりしたことが御説明できませんが、無線に関しましては、やはり阪神淡路の経験もありまして整備しましたので、別系統で、まず県庁の電源がアウトになる、非常用電源もアウトになるといった場合、通信だけ確保するために、屋上に無線用の非常用の発電機を備えております。

(「JーALERTの場合」と言う者あり)

JーALERTに関しては、庁内放送設備の問題もありますので、先生のほうが中央管理で聞かれたというのであれば、そういったことだと思います。私のほうで管財に確認はできておりません。

西沢副委員長

それは先ほど確認してきました。やっぱりその間は流れないと、ベルだけが鳴るという話でございました。だから、これ県庁だけの話ではないと思います。

そういうことで、あちこちで、JーALERTの流れが途中でとまっちゃうことがいろいろあるんじゃないか。市町村なり、病院なり、病院でもいろいろありますし、学校もありますし、そういうJーALERTの流れっていうのを、もう一度、ほんとに停電の場合でも流れるか、そういうことも検討しておく必要があるんじゃないか。後から想定外でしたといわれても、大勢の命がかかってますから。県庁のは、一応例として調べましたけども、そういうこともちゃんともう一度調べ直してほしいと思いますけど、いかがでしょう。

楠本南海地震防災課長

やはり情報をお伝えするのが一番でございますので、確実に伝達できるよう、以前の総点検というのをまた実施したいと考えております。ただし、全て自動化に頼るということはリスクがございますので、受け手側におきましても、ラジオとかそういった手段というのも、同時にお願いしたいと考えております。

西沢副委員長

その流れの中でもう一つ。これは例で非常に申しわけないんですけども、海部郡の私の牟岐町は、だいぶ前に、電波で飛ばしてきて、各家の中で防災情報を流すということをやるように、防災無線の個別受信機を各家につけました。私の家にもついてるんです。それは、電池式です。最近、海部郡全体につけたのは、IP電話とスピーカーが別みたいなのがありまして、それは全部電気式です。

そういうことで、それにかわりました。古いものは多分、それも牟岐町だけかなと思うんですけども、持つてる人、持つてない人、長いこと電池ほついたらだめになるんで、だめなところが多いんじゃないかと思います。そういう電気式にかわって防災無線として使ってるということで、停電のときにどうですかって言うたらだめですと、そうなります。要するに、それも停電のときに、防災無線は流れません。外のこの大きなスピーカーは、バッテリーがついとして流れるんでしょうけども、でもそれだけでは聞こえないから各家につけたのに、残念ながら停電のときには流れないという形になります。こういうことは全県的にはどんなでしょうか。

楠本南海地震防災課長

それぞれ全戸伝えるのは多重化してます。同報系無線、このごろは家でおれば機密性が高くて聞こえにくい場合は、IP電話、先ほど委員おっしゃられたようなCATV、そこから音声流れるとか、それと県南部や西部のところで、先ほどおっしゃられた個別受信機を配布されてるところがございます。町によれば、毎回広報誌で電池交換を呼びかける。場所によっては、防災訓練の際に、そういう意味で乾電池を配布するとか。それから、年2回広報誌を配布するとか。町村によって、そういった確認をしたり、注意喚起を促しているところと、差は出ておりますので、電池切れとかそういったことのないように、また市町村のほうに注意喚起を促していただいて。

西沢副委員長

電池式のことを言ったんじゃないんです。電池式のほうはそうでしょうけど、電気式になってる場合の物。全県の中で、個別に各家に受信機を設置してる中で、電気式であるところはどのぐらい。個別に各家にそんなんをつけとって、その中で、電池じゃなくて、電気式の物は何ぼぐらいありますか。

楠本南海地震防災課長

今ちょっと数字、すぐには。完全に電気式だけというところは少ないんです。同報無線で聞こえるところ、それとIP電話のCATVを使ってるところ、それが個別受信機配ってるところと複層してますので、それだけっていう数字はちょっと難しいです。

西沢副委員長

前もってお願いしてあったんやけど。確かに、なかなかわかりにくいかもしれません。でも、私が言いたいのは、そういう防災無線の受信機が各家についてるから、こんで私の家は大丈夫だというんじゃないって、そういうこともあり得るんだと。当然ながら、停電のときは聞こえませんよと。聞こえると思ってるとこも、多いんじゃないですか。一応、防災無線ですから。役割の1つはね。そういうようなのを、知ってもらわないかんということも言えるんじゃないかな。

だから、まず市町村に尋ねて、そういうところがあれば、そういう情報も流してほしい。要するに、残念ながら停電のときは今のところ使えませんと。こういう機器を設置して電池の機器をつけ加えたら鳴りますよというんもあるでしょうけど。今のところは、そのときはだめだというのは、だめなようにちゃんと知らせるべきじゃないかと思います。どうもそれはできてない感じがしますね。

それから次に、この前、文教で委員会スタートしたときに、東北のほうの二、三年前にできた大きな病院が、手術のとき電気が切れて、非常に困ったということを知りました。これは、私が個別に聞いたんですけど、そのときにコンセントということがあって、私意味がわからなかったけども、コンセントを探しまくったんですよという話がありました。2、3年前にできたすばらしい大病院なんですね。手術室ですが、手術中になって困った、大問題になったんですよ、という話をしておりました。

で、中央病院、新しいところに行ってきました。赤と緑のコンセントがあって、緑のほうに挿したら非常の場合バッテリーのほうに通じる、もう1つ赤の場合は非常電源が通じてるということなんです。

この県庁です。県庁は、さっき中央管制室へ行ったら、これですって見せていただいたコンセントが黒でした。皆さんどこに黒のコンセントがあるか知ってますか。自分の課内は知ってます。例えば、この中にあると思いますか、ないと思いますか。

楠本南海地震防災課長

議会棟であれば、委員会室にアンプ用ということで設置されていると。各課であれば、上から来てる分と、それとおっしゃるように色の違うコンセントがございます。

(「ここはどうですか」と言う者あり)

ここはアンプのどこにあると思うんです。私、現物確認しておりませんが、アンプのどこに設置されてると思います。

西沢副委員長

さっき中央管制室のところ行ったら、先ほど図面をとりに来ましたと言ってましたから、読んでいたんかな。私もらってきました。議会棟の各委員会の1つの部屋に1個ある。先ほど調べてもらいました。どこにあるか探してもらったら、多分このあたりでしょうという話してましたけど。1個ある。

ところが、この議会棟の中で、非常のときのコンセントは議会事務局には1つありません。それから、議長室にも、副議長室にもありません。事務局長室にもありません。本会議場にはあります。何かこれ、表を見たときに、議会軽く見られとんかなって思ったんです。議長室にも、副議長室にも、事務局長室も、それから事務局の部屋にも、ひとつも非常のときのコンセントがないんです。だから、ちょっとそのあたりはクエスチョンマークでした。

視察に行った病院が手術のときにほんとに困ったんだと、コンセントがあるかないかもわからなかったかもわかりませんけど、要するに、手術しよって、バアツと電気とまっちゃって、どないすんってごっつい騒いで、そん中でやっとこさコンセントを探し当てて、物すごい時間かかったって言ってましたから。結局、多分この中でそういうコンセントがどこにあるっていうのを、自分の部署であろうとも、把握してる人は少ないんじゃないかな。

そのときに探して、緊急の場合、特に手術なんか緊急ですから、慌てないように。やはり職員みんなが、ここにありますということを、把握しておく必要があるんじゃないですか。そういう訓練というか、周知もする必要があるんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

木下医療政策課長

医療機関の非常電源等についての御質問でございます。

県内の医療機関 114 カ所あるんですけれども、それぞれの病院によって機能でありますとか、担う役割とかが違ってきますので、おのずと対応についても違うことになってまいります。それで、災害のときに主な役割を担うのが災害拠点病院ということで、これにつきましては、国のほうから、災害拠点病院についての要件ということが示されておりますので、現在改築中の病院が3つございますので、その改築が済めば、全てこれを満たすということになっております。

そのほか、例えば救急患者を受け入れるような2次救急告示病院、県内に 34 病院ありますけれども、これも自家発電機は設置されております。ただ、西沢副委員長御指摘のように、自家発電装置が設置されておりましたが、どこにあって、どのように使うのかということが、医療機関の中で十分周知されていないと混乱を起こすことも考えられますので、非常時、災害時の電源の確保でありますとか、メンテナンスにつきましての周知はしているところでございますけれども、訓練の中で、それについても確認していくように、各医療機関に周知をしまいたいというふうに考えております。

(「そのほかところも一括、それでいいですね」と言う者あり)

西沢副委員長

全員に聞いてもらいたいので、一応ということで、各自が周知してほしいなあと思います。

それから、これちょっと言い出しましたかね。酸素吸入器。この前ちょっと言い出しました。ボンベ式と電気式、電気で酸素を発生させて、長期間に電気がなかったらどうするんという中で、自動車のシガレットカ

ら発電して、その接続機器とかの問題。それから、もっと長期間の場合は太陽光発電、そんなも合わせて、各家庭でそれらを利用して酸素を発生させて生き延びる。各家庭でおられる人数は 300 人ちょっとでしたか。ほんなんなん、ちゃんと確保して、フォローしてやってほしいなあと思います。そうじゃなかったら、ちょっと2日、3日とかそんな程度ならいいけども、1カ月や2カ月になると、完全にアウトになる可能性があるんです。よろしくお願いします。

それから、そのほかにもいろいろあります。問題点だけ挙げときます。

地震計なんかでも、これバッテリーつきです。非常用電源でやるとかね。ということは、3日ぐらいで地震計も終わっちゃうんです。

それから、報道関係も何日もちますか。報道関係。知らないでしょ。報道関係でも、多分大変でしょ。3日、4日過ぎて、例えば非常用電源の燃料が切れたら終わっちゃいますよ。そうでしょ。こういうことも、報道関係自身も自分らどうするんかということ考えてなかったら、報道せんかったら、受信側だけ一生懸命やっても意味がない。報道されん。これはちゃんとやってほしいなあと思います。

だから、地震計そのものも、作動しないんです。どんだけ余震が来ようとも、余震が何ぼ来たかわからんのですから。余震が本震だったらどうしますかって話でやねえ、そうでしょ。この前どっかでありましたね。余震が本震だった。前のやつより、後のほうが大きかったってありました。どれが本震かわかりませんからね。だから、余震で停電なって、本震がきたらアウトですよって話ですから、そのあたりも、何か 12 時間、何時間とか、長時間 72 時間とか言ってますけども、そんな程度でおっつかん。じゃあどうするんかということで、非常用電源の燃料確保をどうするかという問題になってくるじゃないですか。

楠本課長、ちゃんと聞つきよんでしょ。地震が来たときに、公的機関のものに対して、非常用電源の燃料確保をがさっと押さえ込まな。結局は非常用電源用の燃料。それからヘリコプターやって燃料ありませんよ。あんまり飛びませんよ。そういうことも含めて燃料をちゃんと押さえ込む。ガソリンスタンド、または大きなタンクのあるガソリンスタンドに配給しよるところを、ちゃんとバツと協定結んどって、押さえ込んで、まず一般には出ささない。そん中で、ほんとに命に大事なところには、優先配付にする。要するにちゃんと構えとく、ガソリンスタンドも含めてこういうところとは協定結んでください。

ヘリコプターの燃料。基地はいいですよ、飛んで行ったところの燃料。NHKさんいますよね。四国放送もいますよね。ヘリコプターの現場での燃料、どこに置いてあるか知ってますか。ガソリンスタンドに置いてあるんですよ。何本か、そうですね。燃料で置いてあるんですよ。重油タンクみたいな、タンク何本か置いてある。うちもスタンドやってましたんで、もうやめましたけど。うちも、五、六本確保しとったんだから。ほんでよう知ってます。毎月何千円かで、引き受けとったんですけどね。だから、それをどうするんかと。要するに、ほれが津波でやられるところに、多いんです。やられないところに、現場での給油所を持っていかないかん。じゃあ、県南でまぜのおかへ持っていけるとおもいますか。危険物取り扱いの免許が要ったりするんですけどね。

だから、そういうあたりを国と折衝して、非常時のときの給油場所なんかはどうするんですかということ、ちゃんとやってですね。例えば、まぜのおかに置いてもらわな困りますよね。

(「ちゃんと聞つきよれよ」と言う者あり)

それから、海部病院は、そういう給油タンク、ちゃんと置いてくれるんでしょうね。ボイラーマンがいますんで、結局、ほのボイラーからとるようにしたら、燃料は何ぼでもありますよね。重油だったとしたらです。そうい

うふうなボイラーの燃料なんかもやったら、物すごい量がありますから、そんなんを直接利用できるような仕組みにしたいとください。わかりましたか、海部病院特に頼みますよ。

もう時間ないんで終わりますけども、いろいろあるんですけども、問題はそういう目で、電気がとまったときどうなるんだと、そういうようなを各部署で研究、検討して対策を早期に練ってほしいという、この前から言いました結論です。よろしくお願いします。終わります。

中山委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表のとおり3件となっております。なお、請願第30号及び第31号については、同様の要旨でありますのでまとめてお諮りいたします。

初めに、請願第28の3号「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」を審査いたします。本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

まず、「①－1各市町村の小・中学校の校舎耐震化に対し、県として十分な財政措置をすること」につきまして、公立小中学校施設の耐震化は、設置者である市町村が、国からの補助を受けて計画的に取り組んでおり、県下公立小中学校施設の耐震化率は、平成22年度末の約77%から大きく進捗し、平成23年度末では、約86%となりました。

国は、これまでも耐震化に係る補助制度の拡充や、地方財政措置の拡大、大規模な補正予算等によって、市町村の要望に対応しているところですが、県といたしましては、国に対して、さらなる補助制度の拡充や予算の確保について、重点的に要望を行ってきたところであります。

その結果、国においても、地震の際に倒壊等の危険性の高いIs値が0.3未満の施設について、国庫補助率のかさ上げを5年間延長する措置が、東日本大震災直後の平成23年3月18日に成立するとともに、平成23年度につきましても、当初予算に加え、第一次補正予算及び第三次補正予算により対応されました。

一方、県も市町村と同様に、県立学校の設置者として、平成27年度末の県立高校耐震化率100%を目指して取り組んでいる中で、国の法改正で補助率のかさ上げ対象とならない

小中学校施設に対する県独自の補助制度を平成20年度に創設し、平成23年度から平成27年度までの5年間制度の延長を図るなど、現時点において可能な限りの支援を行っているところです。

「①－2津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保に努めること」につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、児童生徒が、みずからの命を守り抜くため、主体的に行動する態度を育成する防災教育の推進や、津波に対して安全な避難場所の確保は、大変重要であると考えております。

県教育委員会では、学校防災管理マニュアルを全面改訂し、災害発生時に児童生徒の命を守るための、指針を示しております。本年度、各学校におきましては、この学校防災管理マニュアルに基づき、津波、地震

災害に対する避難場所の見直しを行い、児童生徒の安全を確保するため、新たな避難場所を定めております。

中山委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。本件はいかがいしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

それでは意見が分かれたので、採決に入りたいと思います。お諮りいたします。本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第 30 号及び第 31 号、「津波襲来に備えた松茂パーキングエリアの活用について」を審査いたします。本件について理事者に説明を求めます。

海野県土整備部長

本件につきましては、東海、東南海、南海の三連動地震への備えとして、全国でも初めての事例となる県、地元自治体、西日本高速道路株式会社の3者による津波避難場所設置に関する協定を締結するなど、高速道路を活用した防災、減災に資する施策に積極的に取り組んでいるところであります。

一方、津波襲来時の避難については、まず地元町が策定する地域防災計画の中で新たな津波浸水想定を踏まえ、住民の意見を聞きながら、避難場所の指定を含めた検討がなされるものと思われます。

その上で、地元町から県に対して、松茂パーキングエリアの活用に関する協議があった場合には、西日本高速道路株式会社との協議調整に協力してまいります。以上でございます。

中山委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。本件はいかがいしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

それでは意見が分かれたので、採決に入ります。お諮りいたします。本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は継続審査とするべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第 28 の3号、請願第 30 号①、②、③、請願第 31 号①、②、③

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。(14 時 47 分)